

近世本百姓の形成に関する一考察-相州大住郡寺田縄村を中心に-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 駿台史学会 公開日: 2009-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 門前, 博之 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/6017

近世本百姓の形成に関する一考察

——相州大住郡寺田繩村を中心に——

門 前 博 之

はじめに

- 一 戦国期末・近世初頭における寺田繩村の構成
 - 二 寛文期における寺田繩村及び近隣諸村の村落構成
 - 三 「村中百姓衆中覚」にみる近世本百姓の系譜と耕地の分与
 - 四 屋敷地の存在形態と耕地の保有形態
 - a 屋敷地の存在形態
 - b 耕地の保有形態
- むすびにかえて

はじめに

東海道平塚駅から伊勢原行ききのバスに乗ると二〇分足らずで広々とした水田地帯が眼前にひらけてくる。東方には相模川が流れ、西方を洶綾地塊にさえぎられているこの平野部には、丹沢山地に水源を発する金目川・鈴川・玉川等の小河川が走り、それらの小河川は合流して花水川となり相模湾にそそいでいる。寺田繩村はその合流地点より北方約一・五キロメートル鈴川の右岸に立地し、村高は一口に千石といひ伝えられてきた村落である。その支配は、文化八年より二給村となったが、後述の如く幕府の寛文検地が施行されていることよりすると、徳川氏の関東入国以降天領に編入されていたのであろう。

平塚市金田農業協同組合には、寛文五年「相州大住郡寺田繩郷御繩打水張」三冊・欠年「村中百姓衆中覚」・同「寺田繩村絵図」等旧寺田繩村に関する史料が数点保管されている。欠年の二つの史料については、本文中作成年代についてふれるが、宝曆以降に作成されたものである。

近世本百姓の形成については先学の幾多の業績があり、そして、その多くは近世本百姓の形成過程において寛文期が一画期をなしていることを指摘しているが、本稿ではそれ等の限られた史料を検討することをつうじて寺田繩村の近世本百姓の形成を、系譜的な考察から明らかにし、更に、本百姓の形成にともなう屋敷地の造成および基本的生産手段である耕地の保有形態という側面より考察を加え、あわせて、寛文期における当該地域の村落構成を寛文検地帳の分析よりみてみたい。史料の限界から以下で行なう考察は復元という方法によらざるを得ないが、本稿は近世本百姓の形成に関する史料上の素材提示を目的とする一レポートであり、本文中多くの誤りを犯している場合も少なくないと思われる。先学諸賢の御教示と御叱正をいただければ幸甚である。

なお、本稿で対象とする地域は国土地理院発行五万分の一の地形図「藤沢」にふくまれているので併せて参照していただければと思う。

注

(1) 雄山閣版「新編相模国風土記稿」第三卷三十九ページ寺田繩村の条。以下本文中「相模国風土記稿」、あるいは単に「風土記稿」と略す場合もあるが、すべて雄山閣版による。

(2) 古くは故藤田五郎「本百姓の一般的形成について」(『社会経済史学』十六ノ二・三)、永原慶二・長倉保「後進Ⅱ自給的農業地帯における村方地主制の展開」(『史学雑誌』六四一・二)、木村礎編「封建村落」等々。又、近年の北島正元「江戸幕府の権力構造」では、本百姓Ⅱ近世小農の法制的把握である寛文の幕府の総検地を「幾内幕領の延宝総検地とやらんで近世的村落体制と封建小農の一般的成立を実現させた画期的な土地制度の改変」(五一二ページ)と評価されている。これに対し寛永期に本百姓の一般的展開を認める佐々木潤之介氏は幕府の寛文・延宝期の総検地について「小農民自立の結果を直接に把握」し、そして、「小農民の村落共同体を行政単位として決定」(以上、体系日本史叢書2『政治史Ⅱ』—北島正元編—一五一ページ)することにその目的があったとしている。

一 戦国期末・近世初頭における寺田繩村の構成

戦国期後北条氏治下における寺田繩村は、小田原衆布施彈正左衛門康則が百七十七貫余の知行を有するところであった。永祿二年「小田原衆所領役帳」⁽¹⁾には、「百七拾七貫五百貳拾四文 中郡寺手繩」の如く寺田繩村における布施康則の知行高が記載されているが、布施康則は都合四百三十八貫百八十文の知行高を有し、そのほか鈴川を隔てた隣村豊田之内に寄子給として百六貫文の知行も得ている。⁽²⁾所領高のうちで中郡寺手繩の占める割合は約四〇パーセントで最も高く、「新編相模国風土記稿」によると村内の蓮昭寺は知行人布施康則が「己が宅地を寺地として再興」したものと記し、康則の墓も蓮昭寺にあるとしている。戦国期の寺手繩において知行人布施康則とその一族は村内で最も強力な権威を有し、大小の名主百姓に君臨していたと考えられる。寺田繩村の戦国期における構成を明確に把握することは困難であるが、ここでは後に検討を行なう「村中百姓衆中覚」より、戦国期末あるいは近世初頭に寺田繩村を構成していたと考えられる名主百姓について推測を加えよう。

「村中百姓衆中覚」によると、戦国期末あるいは近世初頭において寺田繩村を構成していたと考えられる名主百姓は十七名を数えている（第1表）。彼等のうちには布施姓を冠するものは一名もおらず、後北条氏の滅亡とともに知行人布施氏は寺田繩村から離村したと考えられる。

「村中百姓衆中覚」にみられる十七名の名主百姓についてみると、石塚姓を有するものが四名（うち、一名は延享年中より石塚姓と改まるとされている）で最も多いが、十七名中七名は「天正十八寅年（ママ、以下同じ）の百姓」と肩書きされており、また、また大坂あるいは小田原人と肩書きされたものが四名存在する。また、石塚生井之守（ママ、以下同じ）には北条御膳奉行、石塚修理には御勘定奉行とも肩書きされている。役職の真疑はわからないがいずれも後北条氏に家臣化していたことを示すのであろう。「相模国風土記稿」では、吉川将監も後北条氏の家臣であることを記している。⁽³⁾以上のほか、「村中百姓衆中覚」にみられる十七名の名主百姓のうちには、後北条氏の知行人の後裔が存在する。高橋主計がそれである。「新編相模国風土記稿」は、高橋氏の由緒について「祖先は工藤大夫為憲より分支す、為憲四代の孫、遠江守維兼、遠州相良の地を領す、依て相良を氏とする事八代、左近将監頼之、同国高橋の館に移住して、在名を以て氏を改む、

第1表 戦国期末・近世初頭における寺田繩村の構成員

構 成 員	備 考
A 高橋主計	知行人、天正18年方百姓 <小田原落城後土着>
B 石塚生井之上	北条御膳奉行、天正18年方百姓
C 石塚修理	御勘定奉行、天正18年方百姓 <小田原落城後土着>
D 石塚右近	天正18年方百姓
E 石塚与五郎	天正18年方百姓、本名平野延享年中方石塚と改る
F 石川兵庫	天正18年方百姓
G 本田清蔵	天正年中方百姓
H 吉川将監	<後北条氏家臣、天正18年小田原落城後土着>
I 小泉織部	元和2年大坂牢人
J 小泉茂右衛門	元和2年大坂牢人
K 足立次郎兵衛	寛永より役人
L 井出道仙	
M 二宮播磨	入野飯嶋方引越(知行人?)
N 船木徳仙	小田原牢人
O 中嶋亦左衛門	
P 二宮喜右衛門	
Q 南里久左衛門	大坂牢人

注 備考欄には「村中百姓衆中覚」の記載事項を書き入れたが、< >内は「相模国風土記稿」寺田繩村の条の記載による。

なお、知行人とした者は「小田原衆所領役帳」との照合による。

頼之十六代の孫勘解由豊、北条早雲及氏綱に属して軍功あり、其子平左衛門豊正は、氏康氏政の二代、天文・永禄の間、殊に軍忠あるを以て、三浦郡衣笠村に於て、五十貫文の地を賜り、又山津村にて寄子十人、足輕給分、二十二貫四百文の地を預り、都て七十二貫四百文を領す、豊正の子、勘解由左衛門正頼、小田原没洛の時流浪すと云、是当所土着の人なるべし」と記しているが、高橋平左衛門が三浦郡衣笠に五十貫文・御蔵出二十二貫四百文の知行を得、そのほか、三浦郡大津に百五十貫文の寄子給を得ているのを永禄二年「小田原衆所領役帳」にみる⁽⁴⁾ことができる。高橋平左衛門は足輕衆である。高橋主計のほか「村中百姓衆中覚」に年代不明であるが、「入野飯嶋方引越」とされている二宮播磨についても、「小田原衆所領役帳」に二宮播磨が、入東青柳に十七貫文及び御蔵出二十貫文の知行を有しているのがみられるが、これは同一人なのか同名異人なのか明らかではない。

以上のごとく、「村中百姓衆中覚」にみら

れる十七名の名主百姓のうち、戦国期後北条氏治下において、その知行人であったものが一名、知行人ではないが家臣化していたと考えられるものが三名存在している。しかし、彼等は戦国期以来寺田繩村に在地していたのではなく、天正十八年後北条氏滅亡以降に寺田繩村に土着したと考えられる。

高橋氏については、「新編相模国風土記稿」の記載を先きに掲げたが、それによると高橋氏は遠州相良に出自をもち、早雲の時より代々後北条氏に仕え、天正十八年後北条氏滅亡後勘解由左衛門正頼の代に寺田繩村に土着したとある。吉川氏についても「風土記稿」はその由緒を掲げているが、これによると吉川氏も早雲の時より代々後北条氏に仕え、後北条氏滅後將監貞経の代に寺田繩村に土着したとある。石塚氏については詳しい由緒は明らかでないが、同じく「風土記稿」の旧家権兵衛の項に「先祖は石塚修理と称し、小田原北条氏の家臣たり、彼家滅亡の後、此地に住せし」とあり、石塚修理は後北条氏滅亡後寺田繩村に土着したと記している。石塚生井之守及び石塚右近も、彼等が石塚姓を名乗っているところからすると、修理同様天正十八年以降に寺田繩村に土着したのである。

「村中百姓衆中覚」にみられる一七名の名主百姓のうち、後北条氏の旧臣であった者たちは、以上のごとく後北条氏滅亡後寺田繩村へ土着しているのであるが、その外の名主百姓は戦国期以来寺田繩村に居住していたのであろう。高橋主計・石塚修理・吉川將監等と同様その外の者にも「天正十八寅年〆百姓」・「小田原牢人」と肩書きされたり、あるいは、「大坂牢人」と肩書きのある者も存在するが、後にみるごとく、高橋主計・石塚修理・吉川將監等かつての後北条氏の旧臣の屋敷がし字形の道に沿って整然と並んでいるのに対し、彼等の屋敷の多くは、寺田繩村の知行人布施康則が天正二年「己が宅地を寺地として再興」した蓮昭寺に同心円状に点在したり、その後方に不規則な集村状をなして存在している。この屋敷の存在形態の差異は、土着の歴史的隔たりに基づくと考えられる。

「村中百姓衆中覚」には、戦国期より寺田繩村に居住していたと考えられるものもふくめて、明らかに記載されていないものが存在するが、それ等は多くても二・三名と推定されるので、戦国期における寺手繩を構成していた名主百姓は十五名前後であったのであろう。彼等の多くは知行人布施康則に寄子として統轄されていたと考えられる。

注

(1) 東京市史外編「集註小田原衆所領役帳」(東京市役所編)による。以下、「小田原衆所領役帳」は本書に依拠する。なお、

布施康則の知行の記載を掲げると次のごとし（頭注及びその他の注記は略し、必要なものは括弧で示した。以下の掲載方法も同じ）。

一 布施彈正左衛門（康則）

百七拾七貫五百式拾四文 中郡 寺手繩

廿貫文 同 白根之内おはさ又分

四拾貫四百五拾文 同 板戸

百五拾貫文 豆州 小坂 元田中知行

以上三百九拾壹貫九百七拾四文

——中略——

都合四百三拾八貫百八拾文

此外百六貫文豊田之内為寄子給被下

(2) 注(1)参照

(3) 注(5)参照

(4) 高橋平左衛門の知行の記載は次のごとし。

一 高橋平左衛門

五拾貫 衣笠（三浦郡）

廿式貫四百文 御蔵出

足輕衆ニ付而前々無役但出銭着到可為本役

一百五拾貫文

大津（三浦郡）高橋寄子十人

(5) 雄山閣版「新編相模國風土記稿」第三卷三十八ページ寺田繩村の条の旧家の記載で吉川氏の由緒は、「大織冠鎌足の後胤、工藤大夫為憲の次子、駿河守時理七代の孫、左馬允景兼駿州吉川郷に住し、其孫左衛門尉経義初て吉川を氏とす、夫より左馬允友兼（中略）等、世々相統し、信盛の子、将監信経、初て北条早雲に属し、内蔵丞信貞・治部右衛門貞政・将監貞経迄、四代北条氏の旗下に列し、天正十八年小田原落城の後、貞経当村に土着」す、と記されている。

二 寛文期における寺田繩村及び近隣諸村の村落構成

戦国期における寺田繩村は、知行人及び十五名前後の名主百姓によって構成され、そして、天正十八年後北条氏の滅亡後かつての後北条氏の旧臣が寺田繩村に土着して構成員は二〇名前後となったことが推察されたが、知行人の離村と近世初頭におけるかつての後北条氏旧臣の土着は寺田繩村に大きな変動をもたらしたであろう。

寺田繩村には、寛文五年十月坪井次右衛門代飯塚清右衛門等によって検地が施行されているが、次に、その時の検地帳（「相州大住郡寺田繩郷御繩打水帳」三冊）より寺田繩村の村落構成について考察し、あわせて近隣諸村の村落構成について同じく寛文検地帳を中心に考察し、各検地の農民把握の方法について検討を加えよう。

寺田繩村の寛文検地は、津久井郡や武州多摩郡上成木村に施行された幕府の寛文検地と異なり、耕地は田畑とも三等級に区分されているが、分附記載は上記の検地と同様全くみられない。第二表は寺田繩村の寛文検地帳の集計結果を表示したものであるが、名請人は五十六名にのぼっている。

まず、寛文検地によって把握された寺田繩村の耕地面積についてみると、総耕地面積は八十四町四反九畝余である。その内容は八〇パーセント以上が田であり、しかも上・中田で田面積の八十一パーセントを占めており、寛文当時には既に良好な水田稲作村落として寺田繩村は展開していたことが理解される。

五十六名の名請人についてみると、村内最高の耕地保有者は弥兵衛で、五町余の耕地保有を行なっている。弥兵衛はかつての後北条氏の家臣で、後北条氏滅亡後寺田繩村の土着した吉川将監の子孫である。この弥兵衛を含めて三町以上の大模な耕地保有者が九名存在しているが、耕地保有面積より村落構成をみると、一町五反四反以上の耕地保有者が三十三名で全体の五十九パーセント、四反以下の零細な耕地保有者は九名で十六パーセント、一町五反以上の村内上層の耕地保有者は十四名で二十五パーセントの割合となっている。四反以下の隸細な耕地保有者の村内に占める割合は低く、一町五反と四反以上の耕地保有者が寺田繩村の中核になっていることが理解される。

屋敷地の名請についてみると、筆数では二筆屋敷地を名請しているものが最高であるが、二筆屋敷地を有する者は七名みられるそれ等のうち弥兵衛外三名はいずれも三町以上の耕地保有者である。無屋敷名請人は、一町以上の耕地

第2表 寛文換地帳における名請人別保有耕地面積

名 請 人	屋 敷	田 地	畑 地	合 計
1 弥兵衛	21.11(2)	428.17(30)	59.06(11)	509.04(43)
2 兵右衛門	9.13(2)	419.08(32)	46.23(11)	475.14(45)
3 吉兵衛	16.13(1)	398.17(29)	58.19(7)	473.19(37)
4 都 尔	10. (1)	355.17(15)	106.09(11)	471.26(27)
5 権兵衛	9.01(1)	341.05(24)	100.02(19)	450.08(44)
6 角左衛門	29. (1)	324.13(29)	94.26(8)	448.09(38)
7 次郎左衛門	24. (2)	354.24(30)	67.09(15)	446.03(47)
8 茂右衛門	15.22(1)	299.17(24)	51.22(12)	367.01(37)
9 八郎兵衛	23.09(2)	265. (14)	36.02(6)	324.11(22)
10 七郎左衛門	14.06(1)	201.07(18)	9.14(1)	224.27(20)
11 八郎左衛門	10.25(1)	182.14(16)	30.13(4)	223.22(21)
12 与左衛門	11.26(1)	148.05(11)	25.19(8)	185.20(20)
13 勘解由	8.27(1)	147.10(6)	23.09(3)	179.16(10)
14 次兵衛	12.20(1)	139.24(10)	18.18(5)	171.02(16)
15 権左衛門	9.18(1)	128.11(11)	10.08(4)	148.07(16)
16 七郎兵衛	5.28(1)	89.24(10)	37.08(8)	133. (19)
17 与惣左衛門	4.24(1)	119.03(6)	8.10(3)	132.07(10)
18 長左衛門	11.23(1)	93. (8)	24.11(5)	129.04(14)
19 甚右衛門	8.03(1)	106.02(13)	13. (4)	127.05(18)
20 太左衛門	3.07(1)	111.04(6)	7.14(1)	121.25(8)
21 半左衛門	8.21(1)	96.21(10)	14.16(4)	119.28(15)
22 三右衛門	6.24(1)	96.09(12)	13.20(3)	116.23(16)
23 又左衛門	4.15(1)	104. (8)	8.08(3)	116.23(12)
24 左次兵衛	6. (1)	95.06(9)	14.07(4)	115.13(14)
25 伊兵衛	16.09(2)	83.16(26)	12.25(5)	112.20(33)
26 惣左衛門	—	102.06(5)	9.27(2)	112.03(7)
27 伊右衛門	8.04(2)	99. (7)	3.29(2)	111.03(11)
28 藤兵衛	4.03(1)	93.09(5)	3.27 (1)	101.09(7)
29 四郎兵衛	4.20(1)	73.11(10)	22.25(4)	100.26(15)
30 金右衛門	5.11(1)	84.12(9)	10.01(3)	99.24(13)
31 市郎左衛門	—	85.26(6)	8.16(2)	94.12(8)
32 善右衛門	10.08(1)	76.14(10)	5.12(3)	92.04(14)
33 重右衛門	9.16(1)	75.06(7)	2.18(1)	87.10(9)
34 勘右衛門	2.25(1)	67.04(7)	15.23(5)	85.22(13)
35 六兵衛	11.06(1)	62.08(1)	8. (2)	81.14(4)
36 三郎左衛門	2.02(1)	71.03(3)	6.24(2)	97.29(6)

37	喜左衛門	5.25(1)	67.04(6)	3.27(1)	76.26(8)
38	庄兵衛	7.28(1)	62.09(3)	6.10(1)	76.17(5)
39	金左衛門	3.22(1)	61.08(4)	9.21(2)	74.21(7)
40	伝左衛門	4.18(1)	63.17(13)	5.10(4)	73.15(18)
41	九兵衛	1.23(1)	55.07(4)	7.23(3)	64.23(8)
42	半兵衛	4.15(1)	62.24(5)	--	67.09(6)
43	源兵衛	2.16(1)	46.27(6)	12.24(1)	62.07(8)
44	半三郎	--	61.03(5)	1. (1)	62.03(6)
45	市左衛門	--	20.28(2)	29.02(1)	50. (3)
46	源左衛門	4.17(1)	44.28(2)	--	49.15(3)
47	善兵衛	--	48.09(7)	--	48.09(7)
48	八左衛門	11.08(1)	8.07(1)	16.22(4)	26.07(6)
49	角兵衛	--	30.15(3)	5. (1)	35.15(4)
50	五郎兵衛	--	34.23(2)	--	34.23(2)
51	多左衛門	--	30.07(2)	--	30.07(2)
52	孫左衛門	13.20(2)	--	15.08(1)	28.28(3)
53	十右衛門	--	24.15(1)	--	24.15(1)
54	八兵衛	9.26(1)	3.17(1)	--	13.13(2)
55	五兵衛	10.01(1)	1.12(1)	--	11.13(2)
56	吉左衛門	5.18(1)	--	--	5.18(1)
57	宝正院	--	96.18(7)	7.08(1)	103.26(8)
58	蓮昭寺	--	1.28(1)	20. (1)	21.28(2)
	不明(虫クイ)	--	27.03(1)	--	27.03(1)
合計		446.17(54)	6,872.22(554)	1,130.15(214)	8,449.24(822)
検地帳上の合計		446.17	6,872.22	1,130.19	8,449.28

注 (1) 面積の単位は畝。以下表中における面積単位はいずれも畝。

(2) () 内は筆数。

を有する惣左衛門をふくめて九名存在しているが、後に明らかになごとく惣左衛門及び九反余の耕地を有する市郎左衛門は隠居であり、角兵衛・五郎兵衛・十右衛門は寛文検地を契機に零細な耕地の保有を認められたと理解せられる。⁽²⁾

寛文検地帳の分析から寺田繩村の農民構成についてみると以上の如くである。「村中百姓衆中覚」から推察される近世初頭における寺田繩村の構成員は二〇名前後であるから、寛文検地の名請人数はその二倍以上に達している。この構成員の増大は、名主百姓あるいは初期本百姓と範疇づけられる先きに見た十七名の各経営内に埋没していた血縁関係を有する農民やあるいは隸属農民が、寺田繩村の用水

源となつてゐる金目川の安定化にともなう耕地の生産力的上昇にささえられて成長した結果と考えられるが、一町五反と四反の耕地保有農民が村落構成の中核となり、寺田繩村は寛文検地によつて標準的近世村落として把握されたことが理解される。又、寛文検地に把握された寺田繩村の耕地と集落をみると、耕地は東西に細長い長方形をなして統一され、集落はその西方に位置してゐる。金目川の安定化にともなう村内の用排水路の整備は、高橋主計・石塚修理・吉川將監等後北条氏旧臣の土着とも密接な関連を有すると推察されるが（後述）、次に寺田繩村に近隣する村々の寛文期における村落構成について同じく寛文検地帳を中心に考察し、各耕地の農民把握の方法について検討しよう。

第三十一表は、寺田繩村に近隣する四ヶ村の階層構成を寛文検地帳の分析より耕地保有面積から示したものである（寺田繩村についても併せて表示しておいた）。寺田繩村の位置する地域は旗本領や小田原藩領等が錯綜しあつてゐるが、四ヶ村の検地についてみると、徳延村は寺田繩村と同じ検地役人による幕府の検地、北金目村は礪谷四郎左衛門等を検地役人とする譜代大名青山氏の検地、南金目村及び下橋沢村は渡辺郷左衛門を惣奉行として施行された小田原藩稲葉氏の検地である。第三十二表に各村の耕地面積を検地帳の奥書より揭示したが、みられるごとく稲葉氏の検地では耕地が四等級にわけられ、他と耕地の位付けが異なつてゐる。

さて、第三十一表をみると、徳延村及び下橋沢村の階層構成は、一町五反と四反の耕地保有者層が村落の中核をなし寺田繩村と同様の階層構成を示してゐるが、南金目・北金目両村は寺田繩村等とは著しい村落構成の差異がみられる。この差異は両村相互の出入作やあるいは検地の農民把握の方法に起因してゐるのであるが、順次各村の構成についてみていこう。

徳延村は寺田繩村より南方約一キロメートル金目川・鈴川・玉川が合流する地点の右岸に立地してゐる。総耕地面積は三十四町四反三畝余で、そのうち田が十六町七反余、畑が十五町四反余と田畑の面積はほぼ同じであるが、上田・上畑がともに多い。徳延村の寛文検地の名請人は三十一名である。村内で最高の耕地保有者は甚左衛門で四町三反四畝余の耕地を名請してゐるが、三十一名について耕地保有面積より階層別についてみると、一町五反以上の耕地保有者は八名で名請人全体の二十六パーセント、一町五反以上四反までが十六名で五十二パーセント、四反以下の零細な耕地保有者が七名で二十二パーセントという構成を示してゐる。一町五反以下四反までの耕地保有者の村内に占め

第3-1表 寛文期における寺田細村および周辺数ヶ村の階層構成

面積	村名				
	徳延村	北金目村	南金目村	下橋沢村	寺田細村
換地年代	寛文6年	寛文4年	寛文5年	寛文5年	寛文5年
1,000~		1			
900~1,000			1		
800~ 900		1			
700~ 800		2	1		
600~ 700		1	2		
500~ 600		2			1 } 2%
400~ 500	1	4(2)	3		6
300~ 400		7(1)	4		2
200~ 300	3	2	9	1	2
150~ 200	4	9(3)	4(2)	1	3
100~ 150	7(1)	9(3)	10(1)	5	15(1)
90~ 100	1	1	2(1)	5(1)	1(1)
80~ 90	2	2(2)	5(2)	3	3
70~ 80	2	4(3)	4	11(1)	5
60~ 70	2(1)	3(2)	3	1	4(1)
50~ 60		2(1)	5(1)	7(1)	2(1)
40~ 50	2	8(5)	13(7)	6	2(1)
30~ 40		3(3)	16(11)	8(3)	4(3)
20~ 30	2(1)	1(1)	6(4)	3(2)	2(1)
1~ 20	5(2)	18(16)	54(22)	5(4)	3
名請人合計	31 100%	75 100%	142 100%	56 101%	56 100%
無屋敷登録人	5	42	51	12	9

注 (1) 面積の単位は畝。
 (2) 各村とも寺社を除いて作表した。

第3—2表 4ヶ村の耕地面積

		徳延村	北金目村	南金目村	下橋沢村
田	上田	1,206.11	3,313.16	2,286.03	421.12
	中田	369.09	2,503.29	1,714.06	186.
	下田	103.	1,540.16	2,337.29	183.11
	下々田	—	—	444.13	157.21
	計	1,678.25	7,358.01	6,782.21	948.14
畑	上畑	1,080.24	2,621.01	1,279.28	1,078.06
	中畑	304.08	1,746.15	1,334.15	488.18
	下畑	159.	1,134.07	3,190.	684.18
	下々畑	—	—	192.04	388.06
	計	1,544.02	5,501.23	1,006.17	2,639.18
屋敷地		220.22	657.05	462.11	179.24
総面積		3,443.19	13,516.29	13,251.19	3,767.26

注 (1) 面積の単位は畝。

(2) 北金目村の田方を除いて、いずれも検地帳上の奥書きより作表。

る割合は寺田縄村より若干少ないが、この階層が村内の中核となっていることは右の数値よりうかがえよう。

徳延村の寛文検地帳上の無屋敷名請人は五名である。五名のうち二名は六反以上の耕地を名請しているが、三名は三反以下の零細な耕地保有者である。徳延村には検地帳と同年代の名寄帳が残されているが、これには検地帳では屋敷地のみ登録人となっている善兵衛は記載されておらず、その屋敷地(四畝十七歩)は一町九畝の耕地保有農民次郎兵衛の名請するところとなっている。名寄帳と検地帳上の耕地あるいは屋敷地の名請の相違はこの一例以外には認められない。猶、屋敷地を最も多く名請するものでも二筆であり、その名請人は四名であるが、いずれも一町以上の耕地保有農民である。

下橋沢村は洵綾地塊東端の山間に位置しており、耕地の七〇パーセント以上は畑地である。下橋沢村の西方には上橋沢村が隣接しているが、錯雑とした出入作関係は後にみる南北両金目村のごとくみられない。下橋沢村の寛文検地名請人は五十六名であるが、名請人について徳延村同様保有耕地面積より階層別にみると、一町五反以上の耕地保有者は二町一反九畝余を名請している作左衛門と一町八反一畝余を名請している勘左衛門の二名であり、これは名請人全体の四パーセントである。一町五反以下四反までの耕地

保有者は三十八名で全体の六十八パーセント、四反以下の零細な耕地保有者は十六名で全体の二十九パーセントの如くである。

下橋沢村の無屋敷登録人は十二名であるが、そのうち九名は三反以下の零細な耕地保有者である。無屋敷登録人数の名請人全体に占める割合を寺田縄村・徳延村についてみると両村とも十六パーセントであるが、下橋沢村が二十一パーセントと若干割合の高いのは、無屋敷登録人の上橋沢村からの入作者が数名ふくまれていたためであろう。しかし、出入作関係が錯雑としたものではないことは無屋敷登録人数より理解されよう。なお、屋敷地を一筆以上名請している名請人は作左衛門一名（二筆¹八畝二十五歩）であり、他の屋敷地名請人はいずれも一筆である。

以上、寺田縄村に近隣する徳延・下橋沢両村の寛文期における村落構成を検地帳よりみてきた。第三一表によって各村の耕地保有を子細にみると、寺田縄・徳延両村では一町五反と一町の耕地保有者が、下橋沢村では八と七反の耕地保有者が多いが、これ等三ヶ村は一町五反と四反の耕地保有農民が村落の中核となっていて共通している。この階層の村内に占める割合は平野部の寺田縄・徳延両村よりも山間の下橋沢村のほうがむしろ高い数値を示しているが、次にみる南北両金目村は以上の諸村とくらべ村落構成に著しい相違が認められる。また、五町以上の大規模な耕地保有者も多い。

南金目・北金目両村は寺田縄村の西方約一・五キロメートルに位置するといわれる山付きの村落である。戦国期後北条氏治下においてはこの両村は金目郷として統括され、江戸廻衆筆頭遠山丹波守綱景が五百六拾貫文の知行を領するところであった。⁵⁾第三一表によると南北両金目村に無屋敷登録人が著しく多いが、その一因は、戦国期以降伏在していた出入作関係が検地によって明確に把握された結果であろうと考えられる。慶長九年と推定される伊奈備前守の花押及び黒印のある「辰十月十日」附の年貢割付による⁶⁾と南金目村は南金目郷と称呼され、慶長九年当時南金目村は北金目村とは独自に年貢賦課の対象となることがわかるが、寛文検地によって広汎に零細な耕地保有農民や隷属農民が取り立てられ、出入作の把握もなされていることからすれば近世村落としての南金目村の展開は寛文検地をまたなければならなかったであろう。

南金目・北金目両村の総耕地面積は、南金目村が一三二町余、北金目村が一三五町余とほぼ等しいが、寛文検地の

総名請人数は南金目村が一四二名、北金目村が七十五名と南金目村の総名請人数は北金目村の二倍に近い。「風土記稿」によって両村の民戸数をみると、南金目村は九十四戸、北金目村は六十三戸と南金目村のほうが同様に多いのだが、しかし、この寛文検地帳の名請人数の差異は、直ちに入作農民が南金目村の方に多いことを示すのではなく、両村の寛文検地の農民把握の方法に起因していると考えられる。寛文検地における南金目村の屋敷地名請人数九十一名が、「風土記稿」の民戸数とほぼ一致しているのに反して、北金目村の屋敷地名請人数三十三名はその約半数ではないことも、両村の寛文検地の農民把握の方法によっていると理解されるが、以下かかる点を中心に考察を加えていこう。

南北両金目村は相互に入作関係があるため、検地帳を個別に分析した第三一表からは個々の農民の耕地保有については明らかではないが、先ず南金目村の寛文検地帳の分析結果からみよう。

南金目村の寛文検地帳には一四二名が名請され、その中五十一名は無屋敷登録人となっている。耕地保有より一四二名の名請人についてみると、その五四パーセントが四反以下の零細な耕地保有者である一方、五町以上の大規模な耕地を保有している者が四名存在している。その中村内で最高の耕地保有者である喜兵衛の所持耕地は北金目村への入作耕地を合わせると十四町一反四畝二歩（村内九町七反十一歩）にも達する。南金目村の北金目村からの入作耕地面積や農民数は明確に把握することはできないが、北金目村の「南金目村田方水帳」⁸⁾（寛文五年）によると、九町一反九畝余（一〇四筆）の田が北金目村からの入作であることが知られる。名請人は十一名である。なお、畑方の入作については明らかにしえていない。⁹⁾

ところで、南金目村の検地帳には同じ稲葉氏の検地である下橋沢村の検地帳にはみられないが、分附記載が広汎にみられる。第三一表では分附関係を捨象して分附百姓を一応独立した名請人として作表してあるので、ここで分附記載について検討を加えよう。この検討は大規模な耕地保有農民の農業経営のあり方を知る手掛りとなる。

南金目村の検地帳に分附として耕地を名請している者は七十四名にのぼる。この分附百姓の内訳を示したものが第四表である。分附百姓として検地帳上に現出している名請人七十四名のうち、四十七名は分附百姓としてのみ名請されており、その中十二名は分附で屋敷のみを名請しているが、二〇名は分附地のみで無屋敷となっている。南金目村

第4表 南金目村の分附百姓の内訳

分附地を有する者74名	主作地も有する者27名	屋敷を(分附)で名請している者15名
	分附地だけの者47名	屋敷のみを(分附)で名請している者12名
		無屋敷の者20名

の無屋敷登録人五十一名の約四割はこの層で占められているのである。

第三一表中に分附地を有する者をみると、五町以上の耕地を保有する階層に一名、五町一町五反の階層に五名、一町五反一四反の階層に十六名、四反以下層に五十二名の如くであるが、五反以下の耕地保有者八十九名のうち四十六名は分附地のみ名請人として登録された者である。分附主となっている者は二十九であるが、その中四名は北金目村の農民である。その外の二十五名の分附主についてみると、第三一表中二町以上の耕地保有者となっている者のうちの十六名、七反以上二町までの耕地保有者のうちの五名、四反以下の耕地保有を行なっている者のうちの四名がそれである。北金目村の分附主についてみると三名は七町以上の耕地を村内に保有し、他の一名は一町余の耕地を同じく村内に有している。

分附百姓・分附主について概観すると以上の如くである。分附関係は全体的にみると、一人の百姓に固定的ではなく散り懸った様相を呈し、また、分附百姓となったものでも上層農民が数名みられ、下層の耕地保有者も上層農民の分附主となっている場合もみられる。この様な分附関係を一律に規定することはできないが、第四表にみるごとく屋敷地を分附で名請する者が多いことに注目し、かかる分附記載より分附関係の内容をみることにしよう。

村内に五町以上の耕地を保有している四名はいずれも幾名かの名請人の分附主となっているが、それ等の分附百姓についてみると以下のごとくである。

① 喜兵衛(名請地九町七反十一歩、うち屋敷地二反六畝二〇歩一三筆)を分附主とする分附百姓は六名。その各々の分附地面積をみると五畝余が最高である。六名の分附百姓の屋敷地はいずれも喜兵衛分となっているが、その中二名は喜兵衛分の屋敷地のみ名請人である。分附百姓の全名請地は与左衛門が最高で八反六畝を有しているが、その外二反代が一名で残りの四名はいずれも一反以下と喜兵衛の分附百姓は零細な耕地保有者が多い。与左衛門は喜兵衛分の屋敷地の外に屋敷地二筆を名請しているが、その中に一筆は北金目村の久右衛

門を分附主としている。又、全名請地が九畝余の三右衛門は屋敷地を他に一筆有するが、これは村内四番目の耕地保有者小左衛門を分附主としている。

②三郎兵衛（名請地七町五反三畝十三歩、うち屋敷地一反一畝八歩〓一筆）を分附主とする分附百姓は四名。その各々の分附地面積は最高が六畝余である。四名中三名の屋敷地は三郎兵衛の分附となり、うち二名は三郎兵衛の分附としてのみ現出している。その名請地はともに一反に満たない。他の屋敷地分附百姓は全名請地を一町六反余有している。その三郎兵衛分の耕地は屋敷地を含め二畝余である。屋敷地を三郎兵衛を分附主としない者一名は全名請地三反余でそのうち二畝が三郎兵衛の分附地となっている。

三郎兵衛は分附百姓としても現出しており、全名請地中七反一畝余の耕地が、三畝余の名請地しか有さない無屋敷登録人の分附地となっている。

③弥左衛門（名請地六町七反八畝十六歩、うち屋敷地一反三畝六歩〓二筆）を分附主とする分附百姓は十一名。その各々の分附地面積は一反六畝余が最高である。弥左衛門の分附百姓個々の全名請地は一町四反余の耕地保有者一名を除くと四反余が最高である。屋敷地が弥左衛門を分附主としている者は五名であるが、その中三名の屋敷地は弥左衛門の分附としてのみ現われている。他の二名は弥左衛門分の屋敷地の外一筆づつ屋敷を名請している。弥左衛門の分附屋敷地のみ名請人は二名であるが、その中の一名は「門之者」とのみ記されているだけで、屋敷地二筆（七畝二十八歩）を弥左衛門の分附で名請しているが、名前は検地帳上に記入されていない。弥左衛門の分附百姓十一名中五名は無屋敷登録人であるが、五名中二名は弥左衛門の分附百姓としてのみ零細な耕地を名請している。全名請地一町四反余の農民の屋敷地は弥左衛門の分附とはなっていないが、その屋敷地二筆のうち一筆は三町程の耕地保有者の分附となっている。

④小左衛門（名請地六町六反九畝三歩、うち屋敷地一反一畝十二歩〓一筆）を分附主とする分附百姓は二十四名で他に安養寺の屋敷地が小左衛門の分附となっている。小左衛門は最も多くの分附百姓を有しているが、二十四名の分附百姓について個々の全名請地をみると、一町〓四町台の名請地を有するものが三名、四反〓一町の者が五名、残りの十六名は全名請地が四反以下と零細である。個々の分附地面積をみると三反八畝余が最高で十五名の小左衛門

の分附地は一反以下であり、分附地面積は前三者の場合と同様零細である。二十四名の分附百姓のうち、小左衛門の分附百姓としてのみ帳上に現われている者は七名で、うち三名は小左衛門分の屋敷地のみ名請人である。彼等の名請地はいずれも四反以下である。小左衛門の分附百姓としてのみ現出している者の外、屋敷地を小左衛門の分附としている者が六名いる。彼等の全名請地は四反一町までの者が四名、四反以下の者が二名でこのうちの一名三右衛門は他に屋敷を一筆名請しているが、これは村内最高の耕地保有者喜兵衛を分附主としている。

以上、村内に五町以上耕地を有する四名の分附百姓についてみてきた。分附関係は複雑で一律には規定しえないが、屋敷地の分附が多いこと的一端は以上で理解できるであろう。喜兵衛は六名の屋敷地の分附主となり、三郎兵衛は三名の屋敷地の分附主となり、弥左衛門は五名の分附主となり、小左衛門は九名の屋敷地の分附主となっている。

屋敷地の分附百姓のうちには数筆の屋敷地を有し、その分附主を異にする場合もある。又、零細な名請地でも分附主が必ずしも固定的にはなっていないが、屋敷地を分附で名請している者の全名請地面積は零細な者が多い。南金目村の検地帳上で屋敷地を分附で名請している者の数は四十八名にのぼるが、全名請地は五反以上の者六名、五反二反の者九名、二反以下の者三十三名の如くで、二反以下三十三名中二十四名（うち、屋敷のみの分附百姓十一名）は一反にも満たない零細な耕地保有者である。この様な零細な屋敷地分附百姓はどの様な性格をもつ農民であろうか。

村内三番目の耕地保有者弥左衛門の分附百姓について記述した際、弥左衛門の屋敷地分附百姓としてのみ登録されている農民のうちに名前も記載されず唯「門之者」とだけ書かれている名請人のいることを指摘したが、かかる例及び後述する北金目村に「前地」が存在することより推すと、屋敷地分附百姓は「門之者」及び「前地」のごとき隸属的農民であろうと考えられる。「門之者」及び「前地」は譜代下人等にくらべ一軒の屋敷に居住し、一家族を構成する比較的独立度の高い隸属農民と考えられるが、戦国期以降名主百姓経営内に埋没していた彼等が南金目村では屋敷地分附百姓として寛文検地によって広汎に取り立てられたと考えられるのである。屋敷地分附百姓には三町四反七畝余の名請地を有する農民（久左衛門で彼の屋敷は北金目村長右衛門を分附主としている）も存在し、又、一町以上の名請地を有する農民もその外四名存在するので屋敷地分附百姓を一律に「門之者」・「前地」のごとき隸属農民と規定することはできないが、屋敷地のみの分附百姓、及び、零細な耕地を名請する屋敷地分附百姓はその様な性格の隸

属農民と考えることができよう。彼等は寛文検地によって公的地位を与えられたが、しかし、屋敷地のみの分附百姓はもとより零細な耕地保有しか認められなかった彼等は、村内に大規模な耕地を有する旧来の親方的百姓にその経営を依存せざるを得なかつたであろう。

南金目村の寛文検地帳の主に屋敷地の分附記載の検討を通じ、南金目村では寛文検地によって「門之者」や「前地」のごとき隷属農民が広汎に取り立てられたことを推測したが、北金目村では寛文検地によって「前地」が検地帳の名請人として取り立てられていないのである。戦国期には金目郷として統括されていた北金目・南金目両村も検地帳を通じてみた場合隷属農民の自立は明らかに異なるのである。では、次に北金目村の検討を行なおう。

第三十一表によって北金目村の村落構成をみると、十三町三反五畝余の名請地を有する久右衛門を最高に五町以上の耕地保有者が七名で名請人全体の九パーセント、五町一町五反の耕地保有者は十七名で二十三パーセント、一町五反一四反の耕地保有者は二十九名で三十九パーセント、四反以下が二十二名で二十九パーセントの如くである。名請人七十五名のうち四十二名は無屋敷登録人であるが、無屋敷登録人は九反以下の耕地保有者に多く、四反以下の耕地保有者では二十二名中二〇名が無屋敷登録人となっている。南金目村の場合、「門之者」が分附であっても屋敷地名請人となつていふことから隷属的農民が広汎に検地名請人として登録されたことが推測され、従つて、屋敷地名請人とはなりえず零細な耕地保有のみを認められた者も多く存在することが考えられるが、北金目村の場合、無屋敷登録人の多くは南金目村からの入作農民である。

北金目村の検地帳上における南金目村の入作分を書き抜いたと思われる「北金目村田畑水帳写」¹⁰によって南金目村からの入作状況についてみると、耕地面積では田二十二町一反六畝余、畑十一町五反九畝余、屋敷八畝余（一筆）が南金目村の入作耕地である。これは北金目村の総耕地面積の約二十五パーセントである。同帳の名請人数は四十三名と寺が一ヶ寺で、名請人数は北金目村の無屋敷登録人数四十二名より一名と一ヶ寺多い。又、名請人名が北金目村の検地帳上の名請人名と異なる場合もある。「北金目村水帳写」は表紙に「寛文四年辰五月」とあるが、本帳は明らかに後年に写されたものであり、その様な相違は本帳が筆写された年代の耕地所持者を名請人として記したためであると思われる。

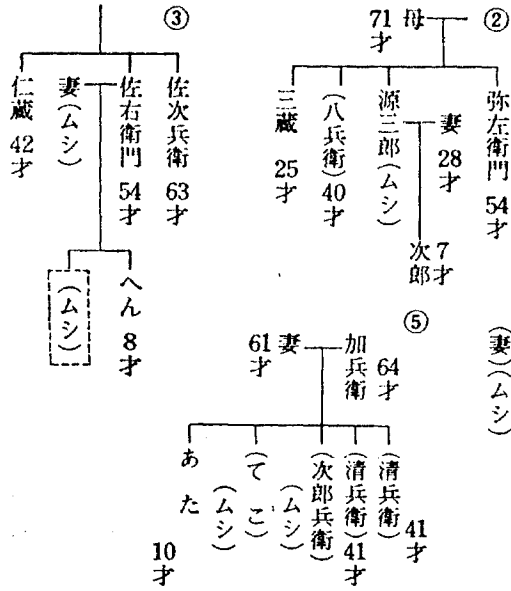
北金目村の検地帳上の無屋敷登録人名及びその名請地面積と「北金目村水帳写」の名請人名及びその名請地面積とを照合すると、その両方が全く一致するものは十二名に過ぎない。しかし、北金目村の無屋敷登録人で同帳の名請人と全く同一耕地面積を有する者、又、同帳の名請人の名請地とほぼ同一かその幾筆かを名請している無屋敷登録人等も「北金目村水帳写」が後年の名請人をもって筆写されたものであれば南金目村からの入作農民として考えることができよう。この様な視点から北金目村の無屋敷登録人についてみると、四十二名中三十四名の無屋敷登録人は南金目村からの入作農民であることが理解される。先きに述べた階層別にみると、五町一町五反の耕地を有する無屋敷登録人六名中六名、一町五反一四反の無屋敷登録人十六名中十一名、四反以下の無屋敷登録人二十名中十七名の如くである。一町五反以上の保有耕地を有する無屋敷登録人はいずれも南金目村からの入作農民であり、又、零細な耕地を有する無屋敷登録人の多くも入作農民なのである。

以上の如く北金目村の無屋敷登録人の多くは南金目村からの入作農民と理解されると同時に北金目村の検地帳には自村の零細農民あるいは隷属農民が積極的に名請人として登録されなかったことが理解されるが、この点について屋敷地の名請よりみてみよう。

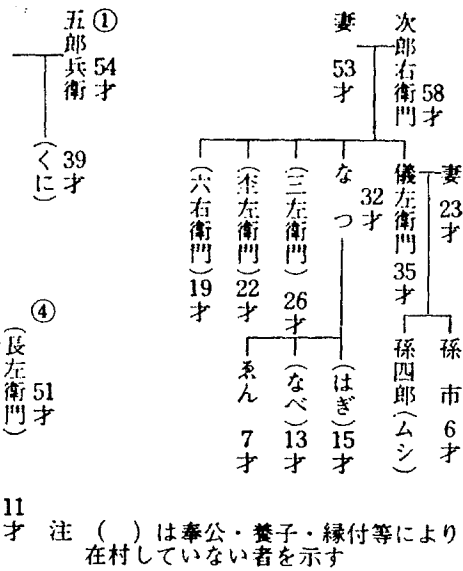
南金目村の検地帳は他の稲葉氏の検地と異なり屋敷地等の分附記載がみられたが、北金目村の青山氏の検地では各名請人の屋敷地筆数が多いことが特徴である。屋敷地の筆数は上層農民に多いが、村内最高の耕地保有者久右衛門は屋敷地だけでも一六筆（一町四反七畝二十一歩）を有している。屋敷地を三筆以上有する名請人を階層別にみると、五町以上の耕地保有者では久右衛門を除くと、九筆一名・八筆三名・七筆一名・三筆一名であり、五町一町五反では四筆一名・三筆四名、一町五反一四反では五筆が一名のごとくである。一町五反一四反の耕地保有者中五筆の屋敷地を有する者の全名請地面積は四反五畝余であるが、四反以下の屋敷地保有農民二名の屋敷地はいずれも一筆である。以上の如く北金目村には屋敷地を一名で幾筆も名請している者がみられるが、それ等の屋敷地には自己の居住する屋敷地のほか「前地」等隷属農民の屋敷地が含まれていると考えられる。

北金目村には元禄十二年の宗門人別帳がある。元禄十一年九月に北金目村は七給支配となるが、この宗門人別帳はそのうちの渥美氏の知行地に関するものであり、北金目村全体についての宗門人別帳ではない。しかし、これによつ

前地の家族構成



次郎右衛門の家族構成



注 () は奉公・養子・縁付等により在村していない者を示す

注 () は奉公・養子・縁付等により在村していない者を示す。

て渥美氏支配下における名主次郎右衛門と四名の農民の家族構成等について知ることができる。名主次郎右衛門は検地帳上に六町六反三畝余の耕地を名請している次郎右衛門の一・二世代後の者であろう。次郎右衛門は八筆四反一畝余の屋敷地を有しているが、宗門人別帳によると次郎右衛門は五軒の前地を抱えており、寛文検地帳上の八筆の次郎右衛門の屋敷地のうち五筆は前地の住居する屋敷地であることが推察されるのである。次郎右衛門及び五軒の前地の家族構成を图示したが、元禄当時の次郎右衛門の家族は、長女なつは出戻りであるので直系三代よりなる比較的単純な家族構成を示している。次男以下は奉公や養子にでて在村しておらず長子儀左衛門には傍系家族も存在していない。前地の家族も夫婦を中心に構成されているが、五軒の前地のうち長左衛門は妻及び子供と共に奉公に出ており元禄当時在村していない。次郎右衛門は前地のほか非血縁の譜代・下女を抱えているが、その数は譜代五名、下女八名である。譜代・下女のうち三名の者は血縁関係をもっている。譜代・下女合計十三名のうち四名は奉公に出ており在村していない。

なお、元禄の宗門人別帳における次郎右衛門以外の四名の家族構成は夫婦を中心とする四・六名の小家族となっている。

元禄十二年の宗門人別帳によって次郎右衛門とその前地の家族構成や譜代・下女について概括した。前地及び譜代・下女の幾名かは奉公等に出ており、彼等は元禄当時次郎右衛門の農業

経営には参加していないと考えられる。前地の一つは家族がばらばらに奉公に出されているが、三〇数年以上の寛文検地施行当時には次郎右衛門の前地の数はあるいは五軒を少し上回っていたのかも知れない。

寛文検地帳上に次郎右衛門は八筆（四反一畝余）の屋敷地名請人として現出していたが、以上の如く少くとも八筆中五筆は前地の屋敷地と推察されるのである。又、譜代と下女が家族を構成していることからすれば、前地に比し隸属性が強いと考えられる譜代の屋敷地も八筆中に含まれていたのではないかと推察される。次郎右衛門は六町六反三畝余の耕地を有する村内六番目の耕地保有者であるが、この例から十六筆（一町四反七畝余）の屋敷地を有する久右衛門をはじめ村内上層の名請人の幾筆かの屋敷地の多くは、検地帳の名請人たりえない前地等隸属農民の居住する屋敷地であったと理解されるのである。三筆程度の屋敷地の場合、その中には自立しえない分家筋の農民やあるいは隠居の屋敷地が含まれているのであろう。

南金目村の検地帳では屋敷地の分附がみられたが、その分附屋敷地名請人の多くは北金目村の前地等隸属農民に相当するであろう。しかし、南金目村では隸属耕民が分附であっても屋敷地を名請したり、又、零細な農地を名請することを認められているのに対し、北金目村の前地は屋敷地名請人にもなりえず、又、零細な耕地保有を認められたにしてもその数は極めて少ないと考えられる。先に述べた南金目村からの入作農民の比定が正しいものとすれば、五地以上の大規模な耕地保有者七名の屋敷地総筆数が五十九筆であるのに一町五反以下の耕地保有者をとってみても北金目村の無屋敷登録人は十二名でしかない。かかる点から前地等隸属農民が零細な耕地保有を認められたにしても北金目村ではその数は極めて少ないことが理解できよう。以上の如く、戦国期金目郷として統括されていた南北両金目村においては、検地帳を通じてみた場合、その農民把握の方法の差異によって隸属農民の自立も異なってくるのである。

寺田細村に続いて徳延・下橋沢・南金目・北金目の各村の村落構成を検地帳を通じて検討した。寺田細・徳延・下橋沢の各村は寛文期に標準的近世村落としての展開をとげているが、これ等の村々に比し五町以上の大規模経営の多い南北両金目村では、南金目村においては戦国期以降大規模な耕地を有する名主百姓経営内に埋没していたと思われる「門之者」・「前地」等隸属農民が寛文検地によって名請人として広汎に取り立てられたと考えられるのに対し、北

金目村ではそれ等隷属農民は依然帳はづれとして残存していることを指摘した。なお、北金目村の前地の自立については、浅香幸雄氏がつとに指摘されているが、享保期に水呑として二石四斗余の零細な石高所持を認められているのを享保六年「田畑高反別人別帳」⁽¹³⁾に一例みる事ができる。中間的搾取を除去し直接生産者を年貢負担者として設定し年貢増徴を限りなく意図する領主権力の本質は同一であるにもかかわらず、検地帳を通じてみた場合、南北両金目村の隷属農民の自立に相違がみられるのは、小田原藩稲葉氏と青山氏の権力そのものに相違があったのか、あるいは隣村ではあるが、農村内部の社会的構成に相違があり北金目村のほうが旧来の権利関係を根強く残したためなのか現在のところ明らかにはしえない⁽¹⁴⁾。戦国期的な重畳的土地保有を排除し集落と耕地の統一として村落を地縁的に設定すると同時に、旧来の散り懸った耕地保有⁽¹⁵⁾出入作を直接生産者をもってその耕地保有を公的なものとして認めるところに「村切り」の意義があるとすれば、金目郷の場合、稲葉氏の寛文検地によって南金目村では村切りが行なわれたが、青山氏の北金目村の寛文検地では村切りが厳密な意味では施行されていないということになる。

附説

以上の検討で、南北金目両村には寛文検地による名請・帳外れの相違はあるが、「前地」・「門之者」の如き隷属的農民の広汎な存在が理解された。ところで、南金目村には天正末年藤間氏宛に出された次に掲げる二点の端城印判状がある。

①其方拘森戸分之百姓新左衛門尉、年貢卅五俵引戻欠落ニ付而、為侘言参候、はや仕方ニ積合候間、不及是非候、乍去来秋年貢之内三貫文令赦免候、此上彼新左衛門尉事者、引返百姓ニ可致付も、又何與可致之も、其方可為候者也、仍如件、

(天正十七年)

己丑

卯月十九日

藤間豊後守とのへ

端 城 □ (朱印判)

②其方脇百姓中村次郎左衛門尉、去年之年貢未進候間、嚴及催足候処、小作之者致難渋不濟由候、急度申付、少も無未進可為濟候、彼小作之者無沙汰ニ付者、可処罪科者也、仍如件、

(天正十八年)

庚寅

二月九日

藤間十左衛門とのへ

端 城 □ (朱印判)

(以上、貫達人編「新編 相州古文書」第一卷所収)
改訂

右の二点の史料について、つとに安良城盛昭氏は、①については、藤間豊後守拘の森戸分の百姓新左衛門尉の年貢負担額から新左衛門尉はその下に隷属の生産者を従えていたであろうことを推定され、②については、藤間十左衛門の脇百姓中村次郎左衛門尉が「小作之者」を従属させていることから、後北条氏領国内の年貢負担者が隷属の生産者を従えた名主百姓であることの一論拠とされているが(安良城氏『太閤検地の歴史的前提』(2)、『歴史学研究』一六四号)、右の印判状にみられる藤間豊後守あるいは藤間十左衛門の後裔が、既述した寛文検地帳上における南金目村最高の耕地保有者喜兵衛と考えられる。喜兵衛は村内に限定しても十町近くの耕地と六名の分附百姓を有しているが、戦国期末における藤間氏の「拘」百姓、及び「脇百姓」の藤間氏に対する隷属性は、近世における「前地」・「門之者」の隷属性と明らかに異なると考えられよう。①史料の「抱」が藤間氏の屋敷から離れた「森戸(村内の小字にあり)分之百姓」と記されていることから、前地の如き隷属農民とその具体的存在形態も異なるものと考えられる。又、②史料の「脇百姓」中村次郎左衛門尉は直接生産者である「小作之者」を従えているが、「小作之者」が「前地」・「門之者」の如き隷属農民であるかは明らかにしえない。しかし、寛文検地帳における分附関係より推すと、彼等直接生産者は広汎な散り懸った生産関係を名主百姓と結ぶことよってのみ再生産が可能であったであろう。

注

(1) 木村礎編「封建村落」(三十七・八ページ)、北島正元「江戸幕府の権力構造」(五二・三ページ)によると、津久井郡

や多摩郡上成木村に施行された幕府代官野村彦太夫・雨宮勘兵衛及び久世大和守の寛文検地では、耕地は上・中・下・下々の四等級になっている。

(2) 「三、『村中百姓衆中覚』にみる近世本百姓の系譜」参照。

(3) 平塚市徳延原田智文氏所蔵「相州大住郡徳延村御纏打水帳」二冊(寛文六年)、同南金目藤間晃氏所蔵「相模国大住郡糟屋庄南金目村田方検地帳」・同じく畑方検地帳(ともに寛文五年)、同北金目柳川久三氏所蔵「寛文年度水帳写田方」・同じく畑方、同下吉沢若林昌治氏所蔵「相模国大住郡糟屋庄下橋沢村田畑検地帳」(寛文五年)により作成。以上のうち徳延村以外の検地帳は原帳ではなく、北金目村の畑方検地帳は慶応、下橋沢村の検地帳は天保の写しである。なお、集計の結果北金目村の検地帳は全体で五畝余の大きな誤差がでている。

(4) 平塚市徳延原田智文氏所蔵寛文六年「徳延村田方名寄帳」・同「徳延村島方名寄帳」

(5) 東京市史外編「集註小田原衆所領役帳」(東京市役所編)二〇七ページ。

(6) 平塚市南金目藤間晃氏所蔵「辰年可納年貢割付之事」。なお、村高は九百三十五石余となっている。

(7) ちなみに寛文検地帳における屋敷地名請人数及び屋敷地総筆数と「風土記稿」記載の民戸数とを他の三ヶ村について以上の順にみると、寺田縄村が四十七名・五十四筆・五十三戸・徳延村が二十六名・三〇筆・三十二戸・下橋沢村が四十四名・四十六筆・五十一戸であり、屋敷地筆数と「風土記稿」の民戸数は若干の増減があってもその数は一層近似するが、屋敷地名請人数と民戸数を比べてもいずれも六名(乃至軒)「風土記稿」の民戸数が多い程度である。なお、南北金目両村の屋敷地総筆数は南金目村が一二〇筆、北金目村が一〇六筆である。

(8) 平塚市北金目柳川久三氏所蔵文書。本帳の表紙には寛文五年とあるが、本帳は後年(年不明)写されたものである。

(9) 南北両金目村の検地帳には「北」あるいは「南」と肩書きされた名請人がみられる。それぞれ入作であることを示すとと思われる。従って、南金目村の畑方についても検地帳上に「北」とある名請人の保有耕地面積等について検討すれば入作状況が理解されるわけだが、田方の場合、北金目村の「南金目村田方水帳」と南金目村の検地帳を比較しても、後年写された検地帳であるため同帳と検地帳に「北」とある名請人が必ずしも一致するとは限らない。又、北金目村についても後述のごとく南金目村からの入作を示す検地帳の書き抜きがあるが、これも北金目村の検地帳と比較しても検地帳上に「南」と肩書きされた名請人とは必ずしも一致していない。それ故不十分な分析とはなるが、両村の検地帳上からの出入作の検討は加えない。

(10) 平塚市南金目藤間晃氏所蔵文書

(11) 平塚市北金目柳川力氏所蔵元禄十二年「相模国北金目村惣人別并宗旨御改帳」

(12) 浅香幸雄「相州大住郡北金目村の村落構造」(『地理学評論』二四一六)

(13) 平塚市北金目柳川力氏所蔵文書

(14) 前者にその原因が求められるとすれば、青山氏は小藩散在所領であるが故に、農民支配が個々の支配村落に貫徹しなかつたと考えられる。小田原藩稲葉氏の領地九万五千石が小田原を中心にほぼ一円性を有しているのに対し、青山氏(宗俊)の寛文二年現在における五万石の所領は、摂津・河内・和泉・遠江・相模・武蔵等六ヶ国にわたって散在している(『寛政重修諸家譜』)。

三 「村中百姓衆中覚」にみる近世本百姓の系譜と耕地の分与

戦国期における寺田繩村は知行人布施氏の寄子をふくめて十五名前後の名主百姓によって構成されていた。天正十八年後北条氏の滅亡とともに知行人布施氏は離村したが、新たに後北条氏の旧臣が土着し近世初頭には寺田繩村の構成員は二〇名前後に増加したことが推定された。この推定の手掛りとなったのは「村中百姓衆中覚」であったが、この「村中百姓衆中覚」の検討を次に行ない近世本百姓の形成について系譜的な考察を行ない、本百姓の形成にともなう耕地の分与について若干の推測を加えよう。

「村中百姓衆中覚」は寺田繩村の村民についての一種の由緒書であるが、表紙には「戊五月 日」とあるのみで作成年代は不明である。本帳はいわゆる横帳となつてゐるが、本帳の裏には後筆で「大住郡寺田繩村高橋近衛門実否ヲ正シテ正書ス」とある。近衛門は高橋家の系譜中にみられる仙右衛門と同一人であることが本帳に記されており、仙右衛門の生存年代が確定すればこの帳面の作成年代もほぼ確定されるわけである。

高橋家は入野村少林寺の檀家となつてゐるが、少林寺の過去帳によると高橋近右衛門及び仙右衛門の名前がみられるのは宝曆以降寛政に至る間である。また、「村中百姓衆中覚」に記入されている年号の最も新しいものは、後にみられるごとく石塚市郎左衛門給地忠左衛門の箇所に「宝曆三年酉年々屋敷長七間横拾貳間老尺」という添え書きにみ

られる宝暦三年である。この記載と過去帳の記事とをあわせると、宝暦以降寛政前後に「村中百姓衆中覚」は作成されたものと推定される。本帳に記載されている系譜中最も代替りが多いものは九代である。

以上のごとく「村中百姓衆中覚」は江戸時代中期以降に作成されたものである。由緒書あるいは系譜という性格上本帳には何等かの作爲が働いているものと考えられる。そしてそこにみられる各家の系譜には充分でないと思われる箇所も散在する。しかし、以下にみるごとく寛文検地の名請人が一定の間隔をおいて存在し、また本帳より確認される寛文検地名請人の屋敷地が一定の方向性をもってその所在を明らかにすることができること等から本帳は系譜としての史料の信憑性を一応有していると考えられる。

さて、それでは「村中百姓衆中覚」の内容をみていくことにしよう。

本帳の冒頭には高橋姓を有する百姓についているが、これを例に記載形式を示すと、

天正十八寅年ノ百姓（朱筆）

高橋主計

勘解由

高四拾九石四斗九升九合

清左衛門

勘解由

伊左衛門

平兵衛

友元

仙右衛門

後近衛門ト改ム（後筆）

清左衛門給地（朱筆）

高橋久兵衛

権左衛門

高廿式石壹斗八升式合

文右衛門

文右衛門

清左衛門

勘解由給地（朱筆）

高橋九兵衛

九兵衛

高拾九石貳斗壹升五合

九左衛門

幸左衛門

九兵衛給地（朱筆）

高橋与惣左衛門

弥次兵衛

高拾八石壹斗七升八合

利右衛門

藤左衛門

九兵衛給地（朱筆）

高橋伝左衛門

小左衛門

高九石七斗三升三合

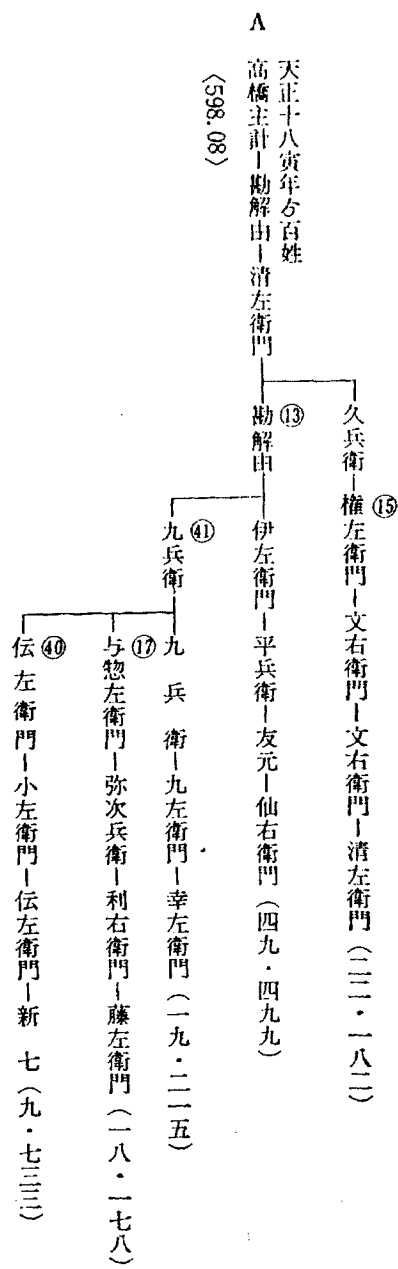
伝左衛門

新七

のごとくなっている。この様な形式で二百数十名の百姓の名前が記載されている。右の記載例をみると、上段には最初に「天正十八寅年々百姓」と肩書きされた高橋主計がおり、そのとなりに「某給地」と肩書きのある百姓が順次列記されている。高橋久兵衛は「清左衛門給地」、高橋九兵衛は「勘解由給地」のごとくである。ところで清左衛門は高橋主計の下段に列記されている百姓の二番目にみられ、勘解由は下段に二名みられる。では下段と上段の百姓の関係はどうなるのであろうか。

中嶋亦左衛門は高橋主計同様上段に記されている。その亦左衛門給地とされているものに源兵衛がいるが、その下段には仁左衛門・仁左衛門・定右衛門の三名が横に列記されている。寺田繩村絵図には「寛文巳年御水帳名覚」というものが記されているが、これによると、定右衛門は仁左衛門の子とある。かかる例より、また下段には同名のものが並んでいること等から、高橋主計を例にすると主計―勘解由―清左衛門―勘解由―伊左衛門―のごとく系譜を示し

ていると理解される。「給地」は分家にとりなり耕地の分轄給与を示すものであろうから以上を総合すると、高橋姓でまとめられている百姓は次のごとく整理される。

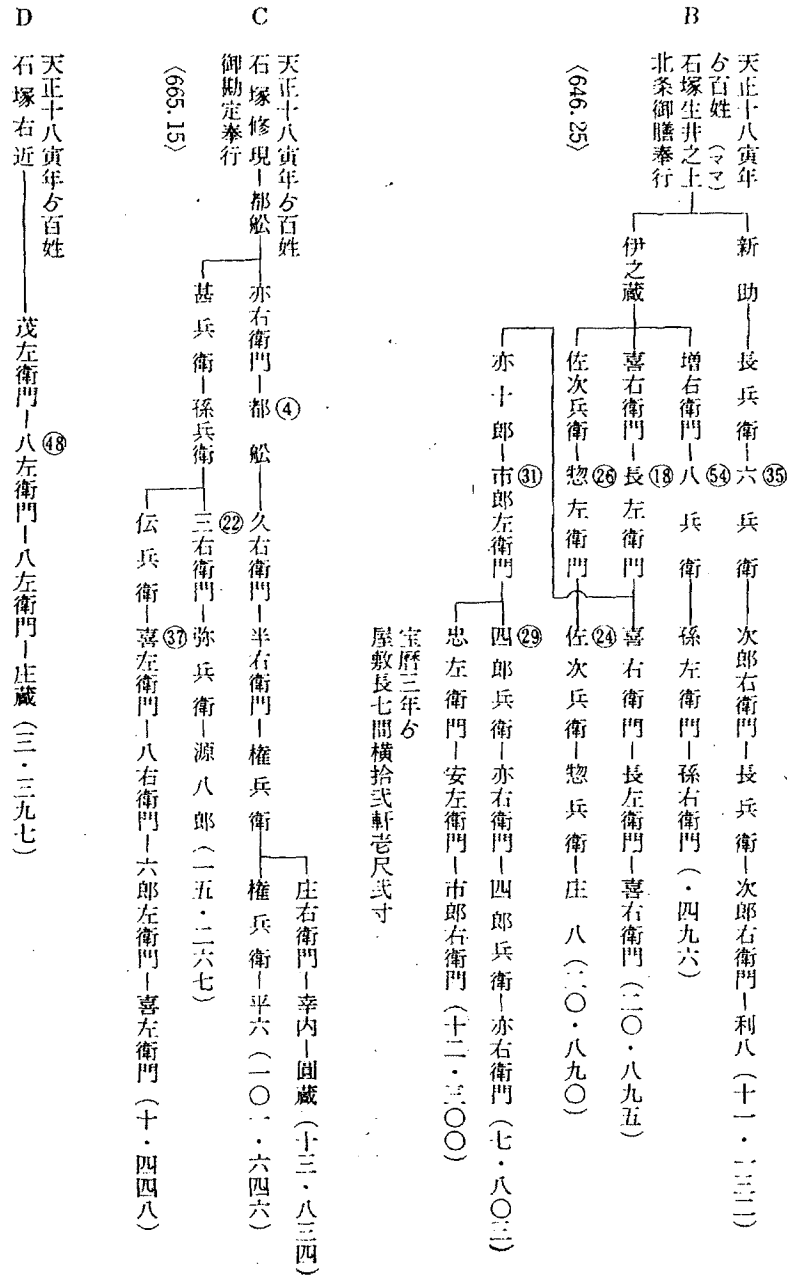


「村中百姓衆中覚」に示されている高はそれが作成された当時の持高であろうから右図のごとく整理した(右図中持高の単位は『石』である。以下同じ)。給地は右図においては横線で示されている。

寛文検地帳の名請人と思われるものを照合して⑮のごとき番号を附したが、これは寺田繩村の寛文検地分析表(第二表)中における名請人の番号である。またA598.08Vのごとく示したのは寛文検地名請人の保有耕地面積の合計である(単位は『畝』。以下同じ)。「村中百姓衆中覚」を同様にして整理すると当然であるが、寛文検地の名請人が一定の間隔をおいてほぼ横に並んであらわれてくる。給地をする側の百姓の名前が二名現われている場合、明確さを欠くが寛文検地の名請人ということよりほぼ生存年代が確定されるので右のごとく整理した。寛文検地の名請人は高橋主計の系譜中主計より数えて四代目の勘解由が最も早く、他の名請人と右図中同列に並んでいないが、後にごとく石塚生井之上の場合では、寛文検地の名請人が生井之上より数えて四世代目長左衛門と同列に並んで現われ

ている。しかし、高橋主計の系譜にみられるごとき不規則な寛文検地の名請人の現われ方は、系譜の不充分さばかりでなく「給地」を中心に本帳が作成されたためであろう。

以下、高橋主計以外の戦国末・近世初頭寺田繩村を構成していたと考えられる十六名について同様に整理しよう。



E 天正十八
寅年六百姓
石塚与五郎
石塚下改ル
(226.29)

彦左衛門—權右衛門—甚右衛門—權右衛門—源右衛門 (一五・四五二)¹⁹

与本兵衛—金右衛門—五兵衛—長七—五兵衛 (十二・八三八)²⁰

延享年中
石塚下改ル
(226.29)

F 天正十八寅年六百姓
石川兵庫—利右衛門—太郎兵衛—太郎兵衛—伊兵衛—伊兵衛 (一八・三九九)²⁵?

(112.20)

G 天正十八寅年六百姓
木田清藏—庄三郎—孫兵衛—八郎兵衛—甚兵衛—八郎兵衛—甚兵衛 (四九・三四三)⁹

(324.11)

H 吉川將監—八郎左衛門
(788.11)

長右衛門—弥兵衛—長右衛門—新右衛門—新右衛門 (六八・〇九九)¹

八郎左衛門—卯右衛門—八郎左衛門—平藏 (二八・三〇)¹¹

覺兵衛—十佐衛門—清右衛門—十左衛門 (五・〇〇九)⁴⁹

I 元和二年
大阪半人
小泉織部
(597.09)

徳右衛門—兵右衛門—清兵衛—半左衛門—為右衛門 (四六・)²

金兵衛—次兵衛—金兵衛—次助 (二〇・)²⁰

太左衛門—安右衛門—与兵衛—金右衛門 (一七・二二八)

J 元和二
大阪半人
小泉茂右衛門
(508.09)

三郎右衛門—茂右衛門
山田
惣右衛門—亦左衛門
(日向出生)

弥右衛門—弥左衛門—弥左衛門 (一九・七五五)
清兵衛—茂右衛門—茂左衛門 (二七・九七九)
亦左衛門—文左衛門—亦左衛門 (一四・一六一)
亦左衛門—助左衛門—源助—十右衛門 (一五・一一二)

K 寛永6役人
足立次郎兵衛
(473.19)

吉兵衛—吉兵衛—吉兵衛 (五九・四二九)

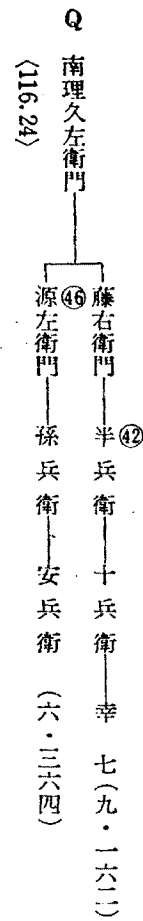
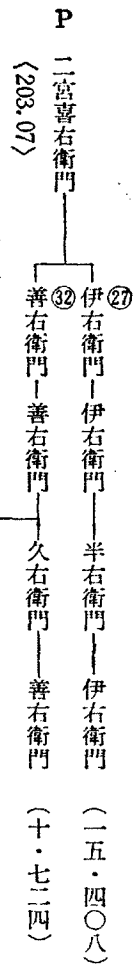
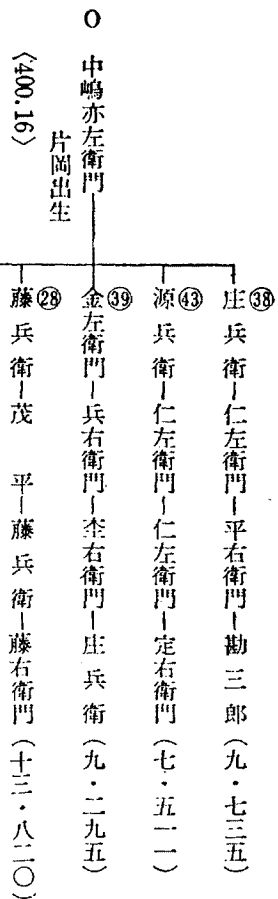
L 井出道仙—利左衛門
(356.22)

次兵衛—甚左衛門—万右衛門—次兵衛 (二〇・三四二)
与左衛門—利兵衛—次右衛門—利兵衛 (三三・二二〇)

M 二宮播磨—源左衛門—次郎左衛門
入野飯嶋分引越
(480.26)

五郎兵衛—太次兵衛—助七 (六三・三五)
次郎左衛門—次郎左衛門—弥左衛門 (三七・)
清兵衛—次郎兵衛—次郎兵衛—次郎兵衛 (一四・〇四)

N 船木徳仙—弥三右衛門—七郎左衛門—八兵衛—平内—七郎左衛門 (三〇・四九四)
(224.27)



「村中百姓衆中覚」には、以上のほか正徳年間に寺田繩村に入村した者二名と近世中期以降給地をされ分家したと思われる者二名の系譜が記載されているが省略した。

さて、以上の整理によると、寺田繩村の寛文検地名請人五十六名中四十三名は戦国末・近世初頭に寺田繩村を構成していた十七名の大小の名主百姓や初期本百姓と把握できる農民の同族团的分裂によつたものであることが理解される。「給地」は、J小泉茂右衛門の系譜中に日向出生の山田惣右衛門が給地をうけている例もみられるが、基本的には血縁分家を主軸に行なわれたと考えられる。

寛文検地帳上における最高の耕地保有者は弥兵衛であったが、弥兵衛は日吉川将監の系譜中に見出せる。吉川将監の系譜をみると主家のほか分家を二家創出しているが、上層の耕地保有者を右の整理にみると、余り分家を創出していない家に多い。高橋主計・石塚生井之上及び中嶋亦左衛門の系譜をみると主家を含めて寛文に至る間にそれぞれ五家に別れているが、三町以上の耕地保有者はそれ等の中にはみられず、右の三名の系譜中最も耕地を多く所持する者でも勘解由の一町七反九畝余である。三町以上の耕地保有者は右の整理に七名みられるが、弥兵衛のほか兵右衛門（I小泉織部の系譜中に見出せる）・吉兵衛（同じくK足立次郎兵衛）・都尔（同じくC石塚修理）・次郎左門（同じくM二宮播磨）・茂右衛門（同じくJ小泉茂右衛門）・八郎兵衛（同じくG本田清藏等）多くても分家を二家創出している程度であり、吉兵衛と八郎兵衛は全く分家を創出していない。彼等は戦国期あるいは近世初頭以来の保有耕地を分地を余り行なわず維持し続けていたと考えることができる。

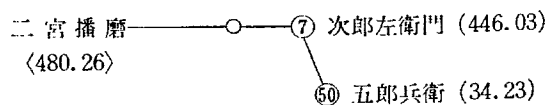
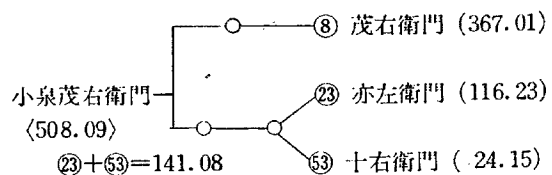
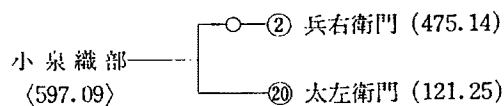
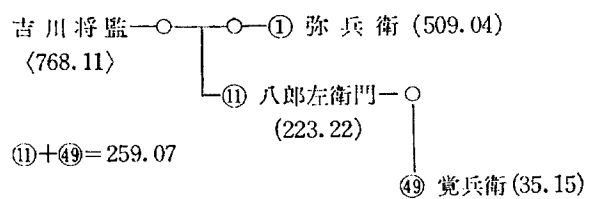
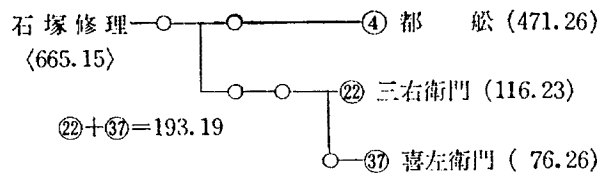
彼等のうち一乃至二家の分家を創出している者についてその給地の方法を寛文検地帳の名請地面積を基礎に復元してみると、主家との保有耕地面積にいちぢるしい差があり、耕地は不均等に分割給与されていたことが推測される。三町以上の耕地保有者が存在する系譜の耕地の分与を単純化して示すと次のごとくである（次ページA）。

右の系譜中最も耕地面積の多いものはそれぞれの本家と考えられ、又、分家の耕地面積の合計は最初に分家を創設した時に分与した耕地面積と一応考えることができよう。石塚修理の場合、最初に分家を創設した時、本家は四町七反余の耕地を有するに對し分家は一町九反余のごとくである。この様にみても最初に分家を創設した時の耕地保有面積の本家と分家との差は、いずれも二町以上本家の有する耕地面積の方が大である。

同様に高橋主計と石塚生井之上について整理すると次のごとくである(次ページB)。

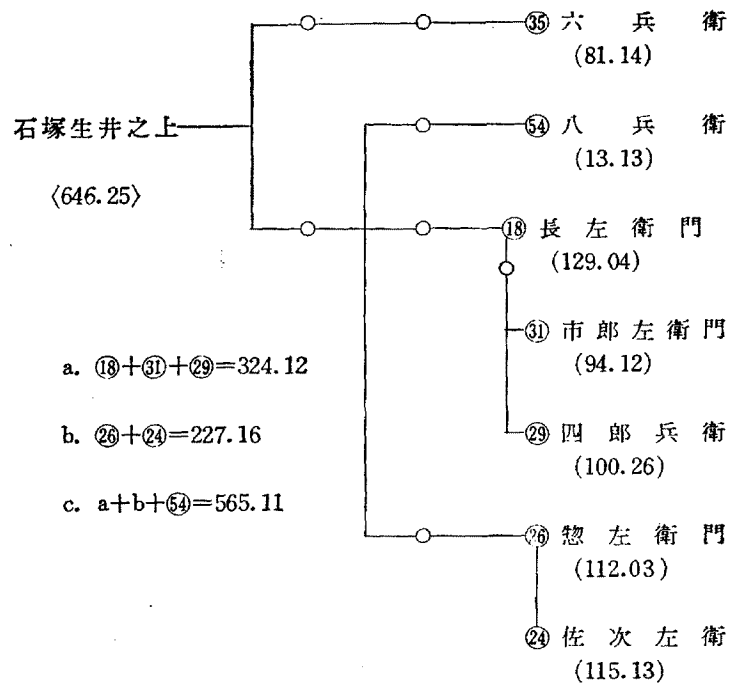
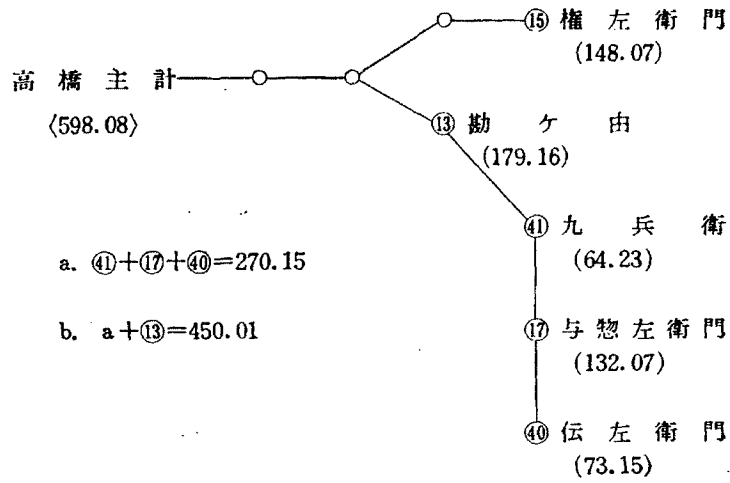
いずれも最初に分家を創設した時の保有耕地面積の分家と本家の差の大きいことが理解されよう。

寺田繩村の寛文検地帳上には九名の無屋敷登録人が存在していたが、「村中百姓衆中覚」にはそれ等のうち五名がみられる。その五名は、一町一反余の耕地を有する②惣左衛門、九反余の耕地を有する③市郎左衛門の二名と他は四反以下の零細な耕地保有者三名(④覚兵衛・⑤五郎兵衛・⑥十右衛門)である。②惣左衛門と③市郎左衛門は石塚生井之上の系譜中にみみられるが、その息子と思われる②佐次兵及び②四郎兵も寛文検地の名請人となつてゐるところから彼等は隠居と理解することができる。他の三名は覚(角)兵衛が吉川将監の系譜中に、五郎兵衛が二宮播磨の系譜中に十右衛門が小泉茂右衛門の系譜中に見出すことができる。この三名について給地が行なわれた時期をみるといずれも寛文頃である。覚兵衛は寛文検地名請人①八郎左衛門の一世代後の者に給地を受け、五郎兵衛は寛文検地名請



注 ()内は寛文検地帳上の名請地面積
 < >内はその合計、面積の単位は畝
 ④のごとき番号は第2表中の名請人番号

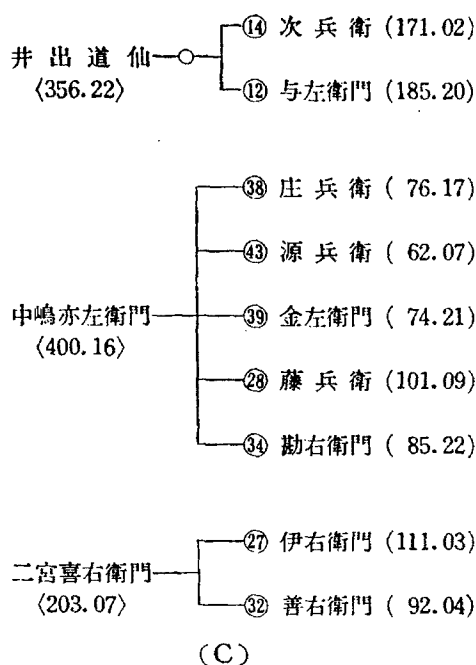
(A)



(B)

人⑦次郎左衛門に給地を受け、十右衛門は寛文検地名請人②③亦左衛門の親より給地を受けている。
さて、②⑥惣左衛門及び③①市郎左衛門は「隠居」と理解せられたが、彼等の保有耕地面積をみると、その子供のほうがやや大きい、その差は一反とひらかない。分家の創出状況について給地を中心に先に触れたが、寛文以前近世初頭における給地は、主家とその分家の保有耕地面積の差が著しく、主家がその手余り地を分与するというかたちで分家を創設していると考えられるのだが、寛文検地帳上における「隠居」とその子供の保有耕地面積の差は余りないのである。

次に、L井出道仙・O中嶋亦左衛門・P二宮喜右衛門の三名の系譜について先きと同様の方法で図示し給地の状況についてみてみよう。



初頭の段階に集落移動が行なわれた旧下総国香取社領内の小野村では集落移動後の延宝四年の検地帳の各名請人の屋敷地とそれに接続する裏畑が均等となつてゐる事実が指摘せられてゐる。寺田繩村の場合、史料の限界から厳密な検討は加えられないが、近世初頭における耕地の分割には主家と分家とにその保有耕地面積の差が大であることが推測されるのに対し、井出道仙・中嶋亦左衛門・二宮喜右衛門等の同族への耕地分与は、給地ということよりも耕地の均等分割に近いことが指摘できよう。「村中百姓衆中覚」中寛文以前の生存者がこの三名の系譜にほとんどみられないことは、寛文検地を契機に各名請人が独立したことを示唆している様に思われる。寛文に至ると耕地の均等分割が部分的にはあれ寺田繩村でも行なわれていることを指摘したいのだが、それは本家と血縁分家相互の均等分割であつたと考えられる。

井出道仙及び二宮喜右衛門の系譜中には二名の、中嶋亦左衛門の系譜中には五名の寛文検地名請人が存在するが、この三家のそれぞれの寛文検地名請人の保有耕地面積をみると、本家及び分家との間に耕地保有面積の大きな差はみられない。井出道仙及び二宮喜右衛門の系譜中の本家と分家の保有耕地面積の差はいずれも二反未満であり、中嶋亦左衛門の系譜中の五名の寛文検地の名請人中本家と思われる藤兵衛と最も保有耕地面積の少ない源兵衛とを比較してもその差は三反九畝余であり、近世初頭における分家創出の仕方と明らかに異なつてゐる。近世本百姓の形成にともなう耕地の分与・分割は「均分相続」が基準であると言われ、又、慶長以降近世

注

- (1) 山田舜「日本封建制度の構成分析」六十一ページ。
(2) 木村礎・高島緑雄「香取社領における集落と耕地―その中世より近世への展開―」(『駿台史学』十三号)

四 屋敷地の存在形態と耕地の保有形態

寺田繩村の寛文検地名請人五十六名中四十三名は戦国末あるいは近世初頭に寺田繩村を構成していた十七名の名主百姓又は初期本百姓と範疇づけられる者達の同族团的分裂の結果独立した農民であること、そして、その独立にともなう耕地の分与は近世初頭においてはきわめて不均等に行なわれていたが、寛文に至ると分与というより耕地の均等分割が同族の間で行なわれていたのではないかということが推測された。次に、そのような分裂を経て独立した個々の寛文検地名請人の屋敷地がどのように存在しているか、又、耕地が具体的にどのようなように保有されているかについて幾名かの寛文検地名請人を抽出し、同族間の耕地保有のあり方について「寺田繩村絵図」より検討を加えてみたい。先ず屋敷地の存在形態からみていこう。

a 屋敷地の存在形態

寺田繩村の耕地は絵図にみると、鈴川の右岸西方にほぼ長方形をなして展開している。集落は村内南東部に鈴川を背にして比較的まとまったかたちをしてたち並んでいる。「寺田繩村絵図」は表紙に高橋仙右衛門の名前が書かれているところからすると、「村中百姓衆中覚」とほぼ同年代に作成されたものと考えられるが、絵図には「寛文己年御水帳名覚」が記入され、寛文検地名請人と絵図作成当時の農民の名前が対比されている。又、一区画ごとに仕切られた耕地には寛文検地帳上の一筆の耕地面積・等級が記入され絵図作成当時の農民名が書き入れられてあり、屋敷地も同様な方法で描かれているので、寛文検地帳とこの絵図を対照していくと寛文検地当時の耕地や屋敷地の状況が理解されるわけである。

第二図には、絵図と検地帳との対照から寛文検地帳における屋敷地名請人の屋敷地の所在を第二表中の名請人番号をもって示してある。寺院は集落北方部に東善寺が、又、それよりやや離れて吉祥院が位置し、¹⁾西方部にはいくつかの屋敷に囲まれて蓮昭寺が位置しているが、第二図によって寺田繩村の屋敷群をみると、数軒は蓮昭寺西方前面部や東善寺後方に離れて存在しているが全体的には密な観を呈している。しかし、屋敷群を子細にみると、集落南東部L字形の道の外側にはそれに沿って整然と屋敷が立ち並んでいるのに対し、L字形の道の内側北西部・蓮昭寺の後方の屋敷群は、蓮昭寺をふくめて不規則な集村状をなしている。蓮昭寺を中心に不規則に立ち並んでいる屋敷をみると、その周囲には⑩伝左衛門・⑫半兵衛・⑦次郎左衛門・⑭次兵衛・⑳藤兵衛・㉓善右衛門等の屋敷が同心円状をなして蓮昭寺を取り巻いている。

L字形の道の外側に整然と並んでいる屋敷群は一定の計画性に基いて造成されたと考えられるが、L字形の道を規準にして一町五反以上の耕地を名請している十五名の上層農民の屋敷地の所在についてみると、七名の屋敷地はL字形の道の外側に整然と並んだ屋敷群の中にあり、六名の屋敷地はL字形の道の内側・蓮昭寺後方の雑然とした屋敷群内にみることができる。他の二名は、①弥兵衛と⑨八郎兵衛であるが、彼等は二筆屋敷地を有し、整然と並んでいる屋敷群と雑然とした屋敷群の両者内に一軒ずつ屋敷を有している。

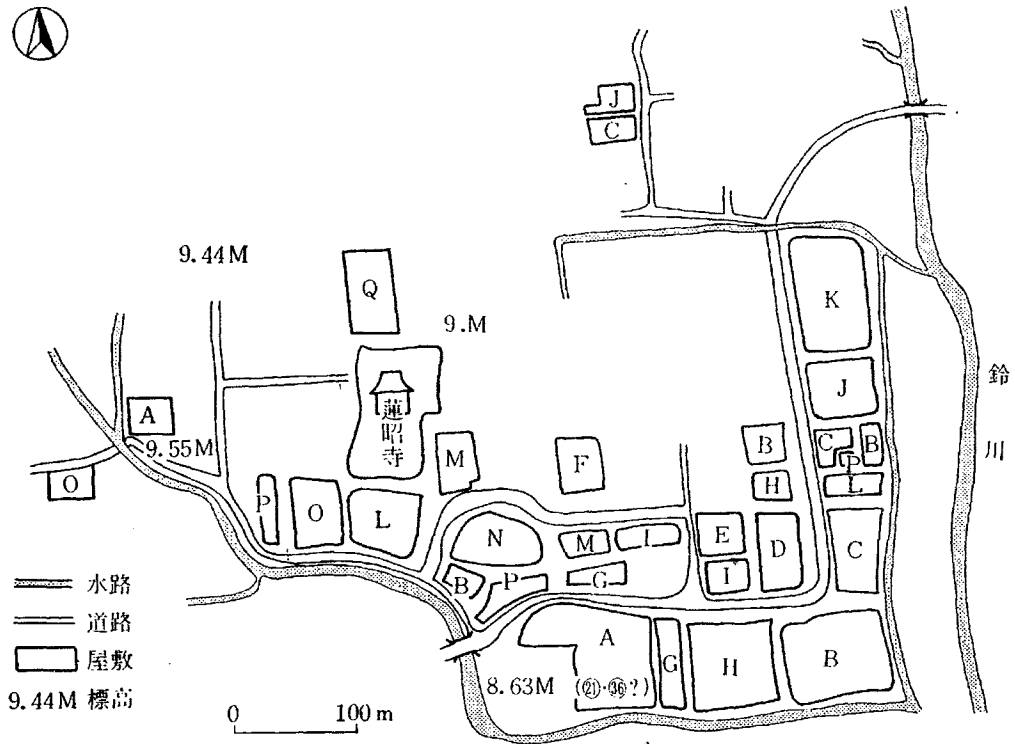
寛文検地帳には二筆屋敷地を有する名請人が七名存在しているが、七名の二筆の屋敷地の所在をみると、①弥兵衛・⑨八郎兵衛の如く距離をおいて存在している場合のほすが、同一地内に二筆屋敷を有する場合より多い。前者の如く屋敷地を有する者は、①弥兵衛・⑨八郎兵衛の外、②兵右衛門・⑦次郎左衛門・⑳伊右衛門の計五名であるが(第二図中これ等の屋敷地は①の如き方が①より面積が大)、同一地内に二筆屋敷を有する者は、⑫伊兵衛・⑬孫左衛門の二名でしかない。²⁾寛文検地帳上における無屋敷登録人は九名であったが、そのうち隠居二名を除くと七名となり、その数は二筆の屋敷地名請人数と同一になる。七名の無屋敷登録人は二筆屋敷地を有する名請人の一方の屋敷地に居住しているものと仮定すれば(無屋敷登録人七名中④覚兵衛・⑤五郎兵衛の二名は、前者が①弥兵衛の、後者が⑦次郎左衛門の一方の屋敷地に居住していたのではないかと、『村中百姓衆中覚』の検討から推測される)、主家より離れた屋敷地に居住する五名の無屋敷登録人は隷属農民と理解するより分家として独立可能でありながら主家側の何等か

の理由により屋敷地の登録は認められなかったものと考えられる。隷属農民であったとしても彼等は譜代下人等とは異なり独立度の高い隷属農民であるのであろう。この場合、擬性的な血縁関係を主家と結びながら離れた屋敷の居住を認められたと考えられる。推測の域を出ないが、屋敷地の所在確認から二筆の屋敷地のあり方は、同一地内に二筆共存する場合より、離れて存在する場合のほうが多いことを指摘しておこう。伊兵衛・孫左衛門のごとく同一地内に二筆屋敷を有する場合、一方の屋敷には前地のごとき隷属農民が居住していたとも考えられる。

さて、寺田繩村の寛文検地名請人のほとんどは名主百姓あるいは初期本百姓を範疇づけられる農民の同族团的分裂を基軸に独立をとげた農民であることが明らかにされたが、次に、同族の屋敷地のあり方について考察を加え、寺田繩村の屋敷地の造成について検討を加えよう。

第二図中の屋敷地について「村中百姓衆中覚」の検討結果から、同族の屋敷地の分布をみると、同族の屋敷地は隣接して並んでいる場合が多いことが理解される。L字形の道の外側に整然と並んでいる屋敷群をみると、その西端部には①⑦与惣左衛門・④⑨九兵衛・⑬勘解由・⑮権左衛門の屋敷地が並んで存在しているが、彼等は高橋主計に出自を有する同族であり、その東側一つの屋敷地を空けて⑩八郎左衛門・①弥兵衛の屋敷地が並んでいるが、この二名は吉川将監に出自を有する寛文検地名請人である。又、蓮昭寺の北側には⑫半兵衛・⑭源左衛門の屋敷が隣接しあっているが、彼等とともに南理久左衛門に出自を有している如くである。そこで、同族ごとに屋敷地を一括してその分布を示したものが第一図である。同族ごとに屋敷地が隣接しあっている例を更に、L字形の道の外側にみると、弥兵衛の屋敷地に隣接して⑳六兵衛・㉑長左衛門の屋敷が隣接しているが、この二名は石塚生井之上に出自し、長左衛門の屋敷地の北隣りには④都尔の屋敷地があるが、都尔は石塚修理に出自を有している。L字形の道の内側には、南理久左衛門に出自を有する者のほか、蓮昭寺南側には中嶋亦左衛門に出自を有する⑲源兵衛・⑳勘右衛門・㉑藤兵衛・㉒金左衛門の屋敷地が隣接しあって存在し、蓮昭寺後方①弥兵衛の屋敷地の前方部には石塚与五郎に出自を有する⑬甚右衛門・⑭金右衛門の屋敷地が、小泉織部に出自を有する②兵右衛門・⑳太左衛門の屋敷地がそれぞれ隣接しあって存在している。同族相互の屋敷地が全く隣接しあっていない者は小泉茂右衛門・井出道仙・二宮喜右衛門に出自を有する計六名の寛文検地名請人の屋敷地であり、又、石塚修理に出自を有する名請人の屋敷地は、石塚生井之守の屋敷地

第1図 戦国期末・近世初頭における屋敷地復元図



第1図附表 屋敷地復元原表

記号	姓	番号	記号	姓	番号
A	高橋姓の名請人	⑬⑮⑰⑳④①	J	小泉姓(茂右衛門)の名請人	⑧⑳ (⑤③)
B	石塚姓(生井之守)の名請人	⑱⑳㉔㉔㉔㉔㉔㉔ (⑳㉔)	K	足立姓の名請人	③
C	石塚姓(修理)の名請人	④②③⑦	L	井出姓の名請人	⑫⑭
D	石塚姓(右近)の名請人	④⑧	M	二宮姓(播磨)の名請人	⑦ (⑥①)
E	石塚姓(与五郎)の名請人	⑱⑳	N	船木姓の名請人	⑩
F	石川姓の名請人	②⑤	O	中嶋姓の名請人	⑳⑳㉔⑳⑳⑳⑳⑳⑳
G	本田姓の名請人	⑨	P	二宮姓(喜右衛門)の名請人	⑳⑳
H	吉川姓の名請人	①⑪ (④⑨)	Q	南理姓の名請人	④②④⑥
I	小泉姓(織部)の名請人	②⑳			

注 ()内無屋敷登録人

に隣接している者もみられるが、同様に分散している。

同族の屋敷地が隣接しあっている場合でも必ずしも同族すべての屋敷地が隣接しあっているのではなく、中には高橋主計に出自を有する⑩伝左衛門の屋敷が同族の屋敷群より離れて蓮昭寺正前に位置している如き例もみられるが、隣接しあっている同族の屋敷地は、戦国期末・近世初頭においては一名の名主百姓によって一括所持されていたと考えられる。⑫半兵衛・⑬源左衛門の屋敷地は南理久左衛門の屋敷地であり、⑭源兵衛・⑮勘右衛門・⑯藤兵衛・⑰金左衛門の屋敷地は中嶋亦左衛門の屋敷地の如くである。高橋主計・吉川将監等は天正十八年以降寺田繩村に土着したかつての後北条氏の旧臣であったが、彼等もL字形の道の外側に整然と並んだ屋敷群内に居を構えた時は、高橋主計・吉川将監・石塚生井之守等は寛文当時の同族の屋敷地を包摂した大きさの屋敷地を一括所持していた。この様な理解が正しいものとすれば、「村中百姓衆中覚」にみられる同族团的分裂を行なっている十一名の名主百姓あるいは初期本百姓と範疇づけられる農民のうち六名は自己の屋敷地内に屋敷地を造成することをつうじて新たな経営を分出していると考えることができる。隣接しあっている同族相互の屋敷地面積について屋敷添畑をふくめてみると、南理久左衛門の屋敷地が四畝十七歩と四畝十五歩とほぼ均等に割られている以外はほとんど不均等になっている。

次に、戦国末期あるいは近世初頭に寺田繩村を構成していたと考えられる十七名の名主百姓又は初期本百姓の屋敷地の所在についてみることにしよう。第一図は右の屋敷地造成の理解に従えば、一応彼等の経営が細分化する以前の屋敷地の所在を示すと考えられる。寛文検地帳の二筆の屋敷地のあり方等から必ずしもその所在の確認は充分行なえないが、戦国末期あるいは近世初頭における集落形態理解の手掛りにすることはできよう。

寺田繩村を構成している十七名の名主百姓あるいは初期本百姓のうち、高橋主計・石塚修理・吉川将監の三名は旧後北条氏の家臣で、天正十八年後北条氏滅亡以降寺田繩村に土着した者達であることが「風土記稿」の記載より理解されたが、同姓であることからすれば、修理以外の石塚姓の百姓も修理の土着と同時に寺田繩村へ入村したことが推測されよう。第一図によってこれ等の百姓の屋敷地の所在をみると、いずれもL字形の道の外側に整然と並んだ屋敷群の中にあることができる。L字形の道の外側には、彼等以外の者も屋敷を構えているが、西端部よりA高橋主計・(G本田清蔵)・H吉川将監・B石塚生井之守・C石塚修理の順に屋敷が並び、後北条氏滅亡以降寺田繩村は土着した

者のみでL字形の道の外側の屋敷地（及び屋敷添畑）の六割近くが占拠されているのである。

L字形の道の外側に屋敷を構える者は、作図上の制約から他方ではL字形の道の内側蓮昭寺周辺やその後方東側の雑然とした集村状の屋敷群内にも屋敷を有することになるが、L字形の道の北西部の屋敷群内には戦国期以来寺田縄村に居住していたと考えられる名主百姓の屋敷が多い。戦国期寺手縄の知行人布施康則の「宅地」であった蓮昭寺の正面には高橋主計に出自する伝左衛門の屋敷があるが、その周囲にはQ南理久左衛門・M二宮播磨・一井出道仙・O中嶋亦左衛門・P二宮喜右衛門等の屋敷が並び、それ等屋敷の東側にはN船木徳仙・G本田清蔵・I小泉織部・F石川兵庫等の屋敷がL字形の道の外側の屋敷群と対比すれば雑然と並んでいる。又、L字形の道の内側には「村中百姓衆中覚」には記載のない村内上層農民⑤権兵衛・⑥角左衛門の屋敷もみることが出来る（第二図参照）。

ところで、寺田縄村の立地条件についてみると、北金目川の村落構造を元禄以降における戸口の動態等から考察された浅香幸雄氏は、北金目の部落の立地条件について「金目川が、南の大磯丘陵と北方の大根台地との間の狭隘部を離れ、北岸に発達せしめた扇状地式三角州と大根台地の東端部を部落境域としている」と説明されているが、寺田縄村はその扇状地式三角州の延長上に立地している。そのため用水は金目川より引き入れ鈴川へ落としているが、屋敷地のある部分について土地の高低を現在の地図（平塚市役所『寺田縄』―三千分一地図城島七号―昭和三十二年）にみると、西側と東側では一メートル以上の差がある。蓮昭寺とその周辺部や雑然とした屋敷群は全体として高所に位置しており、地図で読み得る限りでは九・四メートルと八・五メートルの間に屋敷が建てられているが、L字形の道の外側の屋敷群では最西端が八・六三メートルで最東端が八メートルと一層低くなっている。L字形の道の外側に屋敷が建ち並ぶためには屋敷の外側を取り巻いている排水路の整備が前提となるであろうが、そのためには寺田縄村の耕地を北西から南東に貫いている古川排水路、更には寺田縄村の水源となっている金目川の整備・安定化が前提となる。

金目川の普請は慶長十四年には既に行なわれているが、あるいはその頃、新たに寺田縄村に土着したかつての後北条氏旧臣の主導によって村内の排水路も整備され、そして、整然とした屋敷が集村状をなした雑然とした屋敷群の南東部外郭に建てられたのではなからうかと推測される。寺田縄村の最北西部、古川排水路が寺田縄村に流れ込むすぐ

北には「主斗田」と称される田六町六反四畝余・畑一反余の耕地が開けているが（第二図参照）、主斗とは高橋主計を指すものと思われ、その字名はその耕地が主計の主導により開墾か再開墾されたことを示すものと考えられる。

L字形の道の外側の屋敷は高橋主計・吉川将監・石塚修理等の寺田繩村への土着化と同時に建造が進行したものが、あるいは、彼等は慶長十四年以前既に土着を完了しており、一応土着を完了して後新たな屋敷造成が行なわれたものか否か考察の手掛りは得られないが、彼等の同族の屋敷が旧来の雑然とした屋敷群の中に見出せるところからすると―その屋敷も蓮昭寺正面の高橋氏・東善寺後方の石塚氏の屋敷を除くと、いずれも旧来の雑然とした屋敷群内でも外側、L字形の道に面したすぐ内側にある―、新たな屋敷の造成が着手される以前はそれ等の屋敷に居住していたものとも考えられる。本田清蔵・井出道仙・小泉茂右衛門・足立次郎兵衛等戦国期以来寺田繩村に居住していたと考えられる名主百姓の屋敷も⁶整然とした屋敷群内に見出せることは、慶長頃に寺田繩村でも部分的な集落移動が行なわれていたことを推測させる。そして、整然とした屋敷群内に同族団の本家が屋敷を並べていることは、新たに屋敷が造成された時期には金目川や寺田繩村の用排水路・耕地の安定化が近世的規模で達成されつつあることを示すのであろう。しかし、旧下総国香取社領内の小野村の集落移動が屋敷地とその裏畑の均等という原理に基づいて行なわれたのにくらべ、寺田繩村のL字形の道の外側に整然と並んだ屋敷地の寛文検地帳上の面積が不均等であるのは、名主百姓あるいは初期本百姓の強固な家長権のもとで屋敷が造成され、また分割されたことを示すのであろう。

b 耕地の保有形態

寺田繩村の寛文検地名請人の八〇パーセント近くは十七名の名主百姓あるいは初期本百姓と範疇づけられる農民の同族团的分裂の結果自立した農民であること、又、寛文検地名請人の同族相互の屋敷地は隣接しあっている場合が多く、それはかつての名主百姓あるいは初期本百姓の屋敷地内に順次屋敷がつくられたか、あるいは分割されたことを示すのではないかということが、以上の考察で確認又は推測された。次に、個々の寛文検地名請人の耕地保有がいかなさされているかを同族ごとに考察を加えよう。寛文検地名請人が給地をつうじた同族的分裂の結果成立しているの

であれば、同族ごとに耕地保有の考察を加えれば耕地がいかに分与されているかを具体的に明らかにする手掛りが得られると考えたからである。

以下において、村内最高の耕地保有者弥兵衛を含む吉川将監に出自を有する寛文検地名請人三名・石塚修理・同生井之上・同与五郎・同右近等に出自を有する寛文検地名請人十三名、高橋主計に出自を有する寛文検地名請人五名、井出道仙に出自を有する寛文検地名請人二名、二宮喜右衛門に出自を有する寛文検地名請人二名、及び、「村中百姓衆中覚」には記載されていないが、戦国期以来寺田繩村に居住していたと考えられる権兵衛・角左衛門の二名の上層農民、合計二十七名の寛文検地名請人の耕地保有のあり方を考察するが、その前に寺田繩村の耕地状況について概観しておこう。

寺田繩村の全耕地の八十一パーセントを占めている水田は村内西半部と蓮昭寺北方・吉祥院や東善寺の西方部に展開している。畑は村内西半部にもところどころ見られるが、大部分は集落の周辺部につくられており、殊にL字形の道に沿った屋敷の東側及び吉祥院・東善寺の後背部鈴川にいたる部分には畑のみが開けている。第五表には字別の耕地面積を、そして第二図には絵図に記入された耕地面積と検地帳の一筆ごとの耕地面積との照合から字の所在を示しておいたが、これによって寺田繩村の耕地状況を見ることにしよう。(第二図に村内北西部―字「主斗田」―から高橋姓の農民の屋敷が集っているL字形の道の最西端にかけて一条の水路が走っているが、現在でも同様に「古川排水路」が通っており、絵図中のその水路を現行水路名で呼称することにする)

田は三十三の字に分布しているが、質的面より村内の耕地状況について各字別耕地を手掛りにみてみると、寺田繩村の田の八〇パーセント以上は上・中田と良好田で占められているのだが、良好田は村内南半部や東半部の吉祥院や東善寺西方に展開しており、粗悪な田は村内北西部に集中している。南半部―^⑧庄兵衛の屋敷の前を西に延びている一条の道があるが、その南側―に開けている田の四つの字のうち「本郷通り」・「満石田」の計八町七反余の田地はすべて上田であり、他の「西橋場」・「とふ町」の田もほとんど上田である。東半部の字には、村内北端の「北大繩前」・「北大繩ほりはた」には中・下田が多くみられるが、「うまり」・「蓮正寺わき」・「杉屋敷前」の田がすべて上田であるほか、他の東半部に属する「ひかへ田」・「角田」・「あな田」・「蓮正寺前」・「杉木前」・「宮ノわき」・「時免」等の字

をみても大部分が上田となっている。

村内北西部―③庄兵衛屋敷前の道の北側―の田についてみると、中・下田が多くそこには展開しており、「柳町」・「中筋」・「よこ町」・「通かへ田」・「銭田」・「せうふ田」の各字には上田はまったくみられない。「岡田」・「七反田下」・「主斗田」には上田もみられるが大部分は中田か下田で、村内北西端の「主斗田」―その南縁辺は古川排水路になつており、又、特に水口が絵図中に記入されているのがみられる―では六町六反余の田のうち四町八反余が下田となっている。

集落の周辺部を中心に展開している畑地は、「屋敷添」の畑のほかいずれも上・中畑が多く、下畑は畑地全体十一町三反余の五パーセントに満たないが、下畑全体の約半分の二反一畝余は「ひかへ田」に集中している。畑地の字の多くは上畑か上畑と中畑が混在しているが、村内で最も低地となっているL字形の道に沿った屋敷地背面鈴川にかけて作られている「かまめん」の畑はすべて中畑になっている。

寺田縄村の耕地形状を絵図にみると、田は大部分が短冊型に仕切られており、短冊型の耕地がいくつか集まって碁盤の目のようになっていのがとどころみられる。この様な耕地形状は条里制の遺構であろうと考えられるが、寛文検地帳で一筆平均耕地面積をみると、田では一反二畝余、畑では五畝余とかなり大きい。「寺田縄村絵図」に記入された寛文検地帳の一筆耕地面積は合計すると八十三町九反二畝余で検地帳上の合計面積と五反七畝余の差がある。従つて寛文検地帳の全筆にわたつて一筆ごとの耕地の所在を確認していくことはできない。しかし、作成者がその所在を判明できなかったためか絵図には幾筆も面積が記入されているにもかかわらず消されている箇所がとどころみられるので、「寺田縄村絵図」にみられる村域は寛文検地によって確定されたものと考えられる。豊田分・矢崎分の耕地が村境にみられるが、錯雑とした入作耕地はなく、寛文検地によって絵図に見る如き集落と耕地の統一として寺田縄村は把握されたと考えられる。

寺田縄村の耕地状況の概観は以上の如くであるが、次に上述の視角により二十七名の寛文検地名請人の耕地保有の具体的様相を同族ごとに順次考察していこう（第六表及び第二図参照）。

①吉川将監に出自を有する三名の寛文検地名請人の耕地保有。吉川将監に出自する三名の寛文検地名請人の一名は

村内最高の耕地保有農民である弥兵衛であり、他の二名は二町二反三畝余の耕地を有する八郎左衛門と三反五畝余の零細な耕地保有農民である角兵衛である。

先ず弥兵衛の耕地保有についてみると、四町八反七畝余（四十二筆）の弥兵衛の保有田畑は二十の字に分布している。田について字別耕地保有面積についてみると、「七反田下」における七反三畝余（二筆）が最も多く、その二筆の田は連続しているのが第二図にみられる。そのほか「蓮正寺前」に弥兵衛は五反二畝余（二筆）の田を、又、「とふ町」に四反八畝余の一筆田地を有しているが、後にみる如く戦国期以降寺田繩村に居住していたと考えられる権兵衛や角左衛門が行なっているとき一町以上の大規模な集中的耕地保有を弥兵衛は行なっていない。しかし、「とふ町」の四反八畝余の田と「満右田」の一反四畝余（一筆）の田、及び「よこ町」の四反余（二筆）と「通かへ田」の二反六畝余（二筆）の田は、第二図中隣接しあっていることが確認されるので、大規模耕地の集中がないといっても五〇七反代の耕地を四ヶ所に集中させている。五反九畝余の畑は「屋敷添」をふくめて六つの字に分布しているが、そのうち「宮の前」の九畝余（一筆）の畑は「蓮正寺わき」の一反五畝余（一筆）の田と同一区画内にある。又、所在が明らかではないが「よこ町」の三筆の畑は、「よこ町」の田と隣接しているのである。畑は弥兵衛に限らず大規模な畑を一ヶ所に集中させている例はみられない。

八郎左衛門の二町一反二畝余（二〇筆）の保有耕地は十の字に分布している。一町八反二畝余（十六筆）の田の保有についてみると、田は七の字に分布しているが、「かしわ免」に五反余の一筆耕地を有するほか、「うまり立町」に四反八畝（二筆）を有している。「うまり立町」の二筆の田は同一区内でも離れて存在しているが、八郎左衛門は「うまり立町」の北側に接続する字「北大繩ほりはた」にも三反余（八筆）の田を有している。八郎左衛門は保有田地の約四割七反八畝余を同一方面に有することになる。しかし、全体

第2図の注

- (1) 本図は「寺田繩村絵図」をもとに作成した。
- (2) 屋敷地は第2表中の名譜人の番号をもって、保有者とその屋敷地の所在を示した。
- (3) 各耕地片に附したH-1の如き番号は、アルファベットが同族ごとの耕地保有を示し、数字が第6表中における便宜上の地番を示す。従って、H-1とした耕地片であれば第6表をみると、吉川将監に出自を有する弥兵衛の「とふ町」における4反8畝余の保有耕地であることがわかる。このような方法によって各名譜人の保有耕地の所在を示してある。
- (4) 字の所在は、検地帳上の1筆耕地面積と絵図中のそれとの照合により確定した。同一区画内の耕地でも田と畑では字名の異なる場合も存在するので、田畑が混在した耕地の場合、田方によって字名を示した。また、畑地の字名は余白の制約上煩雑になるので大きな字のみを示してある。
- (5) なお、絵図中1区画に仕切られている各耕地片は必ずしも1筆耕地ではなく数筆を含む場合も多い。

的には弥兵衛同様分散的耕地保有である。三反余の畑地も分散して保有されている。「杉屋敷」の二筆の畑は同一字ではあるが、その所在をみるとかなり離れている。「北大縄道下」の一反余（一筆）の畑は「北大縄ほりはた」の所持田地と連続しているのが第二図にみられる。

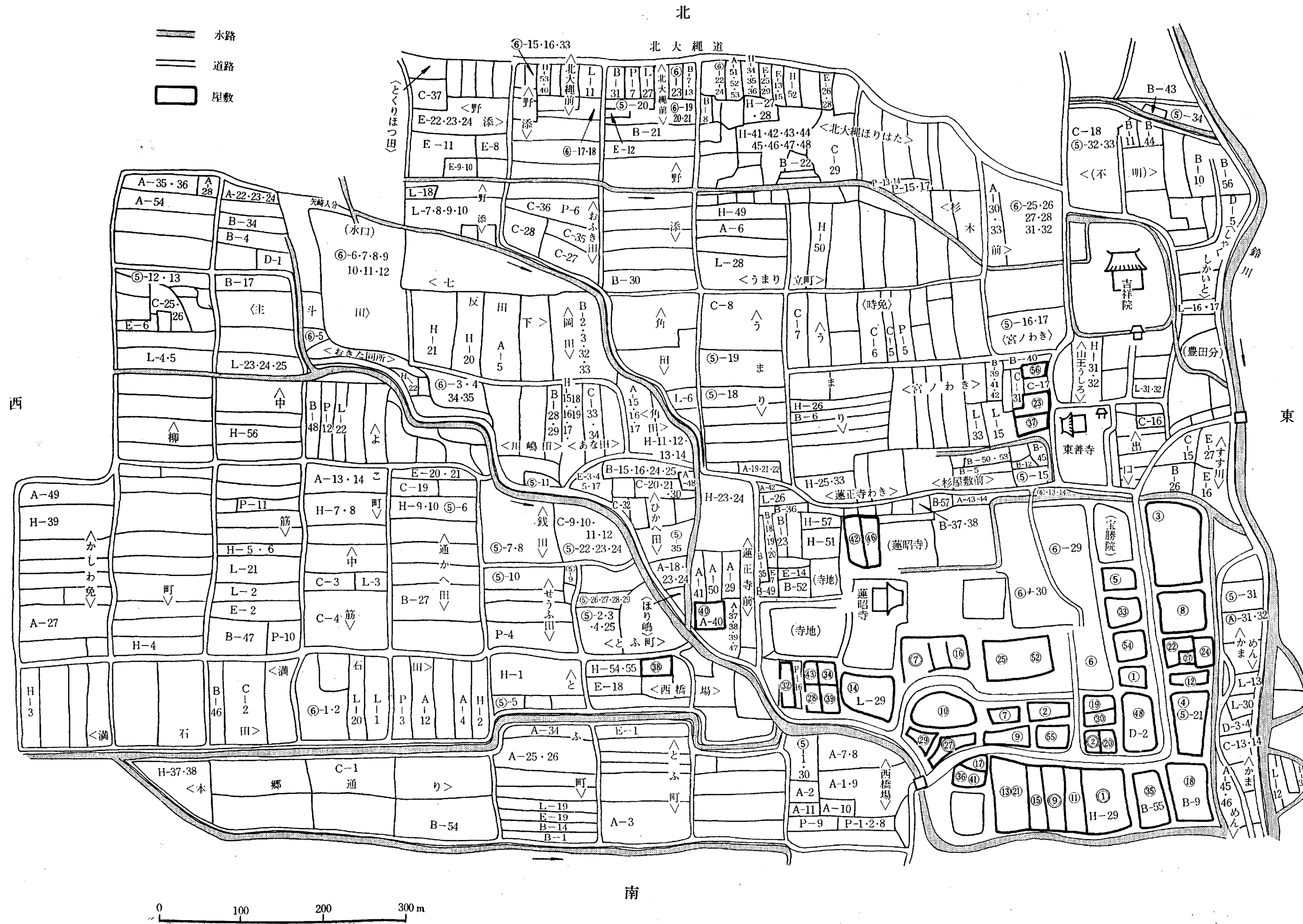
四反以下の零細な耕地保有農民角兵衛の所持田畑は「西橋場」・「中筋」・「蓮正寺わき」の三字に分散しているが、その保有地は「中筋」以外は弥兵衛や八郎左衛門の保有耕地と連続している。「西橋場」の八畝余（二筆）の田が弥兵衛の「西橋場」の所持田地と連続し、「蓮正寺わき」の五畝（一筆）の畑が八郎左衛門の同一字内の所持畑と連続しているごとくである。

以上、吉川将監に出自を有する弥兵衛・八郎左衛門・角兵衛の耕地保有についてみてきたが、これ等三名の耕地保有について総括すると、弥兵衛・八郎左衛門の二名は五反以上の耕地を同一字内に連続して、あるいは五反以上の大きな一筆耕地を有しているが、顕著な耕地の集中的保有は見られず全体的には分散的傾向が強いことが指摘できよう。又、同族相互の保有耕地は角兵衛の例を除くと隣接しあっている場合は少なく、「北大縄ほりはた」に一例見られる程度である。

②石塚修理に出自を有する三名の寛文検地名請人の耕地保有。石塚修理に出自を有する寛文検地名請人は村内四番目の耕地保有者都尔と一町余の耕地保有者三右衛門及び七反余の耕地を有する喜左衛門の三名である。

都尔の四町六反一畝余（二十六筆）の保有耕地は十二の字に分布している。三町五反五畝余（十五筆）の田は六つの字に分布しているが、一筆で五反近くの田を「本郷通り」及び「満石田」に有するほか、「中筋」には八反六畝余（七筆）を連続して所持し、「時免」にも同様に四反二畝余（二筆）を有している。「うまり」の所持田地のうち五筆は所在確認をできないが、連続耕地とすると一町一反八畝余（七筆）と「うまり」には都尔の所持田地のほぼ三分の一があることになる。「うまり」の所在確認ができる二筆の田のみでも八反八畝余は連続していることが第二図より理解される。「よこ町」の二筆の田についてもその所在は確認できないが、「よこ町」は「本郷通り」より北方へ「満石田」・「中筋」・「よこ町」の順で接続する字名であり、都尔は村内南西部のそれ等の字に一町九反四畝余を有することになる。又、「うまり」・「時免」も蓮昭寺北方部に接続している字であり、都尔の所持田地は大雑把に村内二方面

第2図 寛文検地名請人の屋敷地及び保有耕地の所在



第5表 字別耕地面積

	上 田	中 田	下 田	田 方 計	上 畑	中 畑	下 畑	畑 方 計	合 計
1 西 橋 場	283. (24)	6.29(2)	.20(1)	290.19(27)	39.10(8)	3.03(2)	—	42.13(10)	333.02(37)
2 と ぶ 町	358.23(18)	5.22(4)	6.12(5)	370.27(27)	—	—	—	—	370.27(27)
3 本 郷 通 り	331.21(8)	—	—	331.21(8)	—	—	—	—	331.21(8)
4 満 石 田	452.04(21)	—	—	542.04(21)	—	—	—	—	542.04(21)
5 か し わ 免	44.06(1)	159.15(7)	—	203.21(8)	—	—	—	—	203.21(8)
6 柳 町	—	320.21(13)	33.25(3)	354.16(16)	4.16(1)	—	.10(1)	4.26(2)	359.12(18)
7 中 筋	—	372.21(17)	98.26(12)	471.17(29)	—	—	—	—	471.17(29)
8 よ こ 町	—	176.05(10)	83.10(14)	259.15(24)	6.07(2)	—	.24(1)	7.01(3)	266.16(27)
9 通 か へ 田	—	178.24(6)	20.06(2)	199. (8)	—	—	—	—	199. (8)
10 銭 田	—	53.22(4)	86.16(8)	140.08(12)	—	—	—	—	140.08(12)
11 せ う ふ 田	—	67.13(3)	1.05(1)	68.18(4)	—	8.19(3)	—	8.19(3)	77.07(7)
12 ひ か へ 田	55.23(8)	1.08(1)	1.18(3)	58.19(12)	35.06(6)	25.08(8)	21.18(6)	82.02(20)	140.21(32)
13 角 田	196.08(8)	11.02(3)	—	207.10(11)	—	—	—	—	207.10(11)
14 あ な 田	67. (4)	18.25(4)	1.07(1)	87.02(9)	—	—	—	—	87.02(9)
15 川 嶋 田	49.28(5)	10.12(2)	5.21(2)	66.01(9)	—	—	—	—	66.01(9)
16 岡 田	25.17(2)	42.19(2)	—	68.06(4)	—	—	—	—	68.06(4)
17 七 友 田 下	19.20(1)	232.24(7)	.13(1)	252.27(9)	—	—	—	—	252.27(9)
18 主 斗 田	13.26(2)	167.19(14)	483.10(49)	664.25(65)	9.19(3)	.12(1)	—	10.01(4)	674.26(69)
19 お きた 同 所	—	—	7.22(4)	7.22(4)	—	—	—	—	7.22(4)
20 蓮 正 寺 前	136.17(22)	3.11(4)	1.13(2)	141.11(28)	11.28(1)	—	—	11.28(1)	153.09(29)
21 ほ り 嶋	—	1.17(1)	—	1.17(1)	—	—	—	—	1.17(1)
22 蓮 正 寺 ゆ き	56.10(10)	—	—	56.10(10)	25.20(5)	5.15(2)	—	31.05(7)	87.15(17)
23 杉 屋 敷 前	54.13(5)	—	—	54.13(5)	51.24(10)	10.23(7)	4.14(6)	67.01(23)	121.14(28)
24 杉 木 前	138.22(13)	5.20(2)	72. (19)	216.12(34)	—	—	—	—	216.12(34)
25 宮 ノ わ き	173.09(20)	—	.20(1)	173.29(21)	—	—	—	—	173.29(21)
26 時 免	51.13(2)	8.06(1)	—	59.19(3)	—	—	—	—	59.19(3)
27 う ま り	364.01(23)	—	—	364.01(23)	6.14(2)	—	—	6.14(2)	370.15(25)
28 お ふ き 田	73.13(4)	21.24(1)	—	95.07(5)	—	—	1.20(1)	1.20(1)	96.27(6)
29 野 添	110.28(9)	174.07(11)	162.25(18)	448. (38)	—	—	—	—	448. (38)
30 と くり ほ つ 田	13.11(2)	—	19.17(3)	32.28(5)	—	—	—	—	32.28(5)
31 北 大 縄 前	10.17(2)	83.29(16)	122.07(15)	216.23(33)	—	—	—	—	216.23(33)
32 北 大 縄 ほ り は た	5.26(1)	40.27(12)	54.18(16)	101.11(29)	—	—	—	—	101.11(29)
33 う ま り 立 町	15.10(1)	187.29(8)	62.04(3)	265.13(12)	—	—	—	—	265.13(12)
34 屋 敷 添	—	—	—	—	276.03(22)	—	—	276.03(22)	276.03(22)
35 御 面 ま き	—	—	—	—	23.09(5)	—	—	23.09(5)	23.09(5)
36 水 門 下	—	—	—	—	3.02(2)	—	—	3.02(2)	3.02(2)
37 川 嶋	—	—	—	—	—	3.06(1)	2.26(3)	6.02(4)	6.02(4)
38 川 嶋 向	—	—	—	—	—	5. (1)	—	5. (1)	5. (1)
39 か ま め ん	—	—	—	—	—	120.14(27)	—	120.14(27)	120.14(27)
40 す 川	—	—	—	—	19.18(3)	10.20(5)	—	30.08(8)	30.08(8)
41 出 口	—	—	—	—	49.13(7)	3.04(2)	—	52.17(9)	52.17(9)
42 糸 け の 前	—	—	—	—	12.24(1)	—	—	12.24(1)	12.24(1)
43 山 王 う し ろ	—	—	—	—	29.13(3)	—	—	29.13(3)	29.13(3)
44 しゃく し かい と	—	—	—	—	47.02(8)	13.19(5)	.18(1)	61.09(14)	61.09(14)
45 (不 明)	—	—	—	—	135.15(14)	31.07(4)	14.24(7)	181.16(25)	181.16(25)
46 北 大 縄 道 下	—	—	—	—	27.12(3)	1.27(2)	—	29.09(5)	29.09(5)
47 宮 之 前	—	—	—	—	9.05(1)	—	—	9.05(1)	9.05(1)
48 き た	—	—	—	—	8.01(4)	—	—	8.01(4)	8.01(4)
49 蓮 正 寺 わ き 道 添	—	—	—	—	—	—	.14(1)	.14(1)	.14(1)
50 橋 場	—	—	—	—	6. (2)	—	—	6. (2)	6. (2)

7	中筋	—	372.21(17)	98.26(12)	471.17(29)	—	—	—	471.17(29)	
8	よこ町	—	176.05(10)	83.10(14)	259.15(24)	6.07(2)	—	.24(1)	7.01(3)	266.16(27)
9	通かへ田	—	178.24(6)	20.06(2)	199. (8)	—	—	—	—	199. (8)
10	銭田	—	53.22(4)	86.16(8)	140.08(12)	—	—	—	—	140.08(12)
11	せりふ田	—	67.13(3)	1.05(1)	68.18(4)	—	8.19(3)	—	8.19(3)	77.07(7)
12	ひかへ田	55.23(8)	1.08(1)	1.18(3)	58.19(12)	35.06(6)	25.08(8)	21.18(6)	82.02(20)	140.21(32)
13	角田	196.08(8)	11.02(3)	—	207.10(11)	—	—	—	—	207.10(11)
14	あな田	67. (4)	18.25(4)	1.07(1)	87.02(9)	—	—	—	—	87.02(9)
15	川嶋田	49.28(5)	10.12(2)	5.21(2)	66.01(9)	—	—	—	—	66.01(9)
16	岡田	25.17(2)	42.19(2)	—	68.06(4)	—	—	—	—	68.06(4)
17	七友田下	19.20(1)	232.24(7)	.13(1)	252.27(9)	—	—	—	—	252.27(9)
18	主斗田	13.26(2)	167.19(14)	483.10(49)	664.25(65)	9.19(3)	.12(1)	—	10.01(4)	674.26(69)
19	おきた同所	—	—	7.22(4)	7.22(4)	—	—	—	—	7.22(4)
20	蓮正寺前	136.17(22)	3.11(4)	1.13(2)	141.11(28)	11.28(1)	—	—	11.28(1)	153.09(29)
21	ほり嶋	—	1.17(1)	—	1.17(1)	—	—	—	—	1.17(1)
22	蓮正寺ゆき	56.10(10)	—	—	56.10(10)	25.20(5)	5.15(2)	—	31.05(7)	87.15(17)
23	杉屋敷前	54.13(5)	—	—	54.13(5)	51.24(10)	10.23(7)	4.14(6)	67.01(23)	121.14(28)
24	杉木前	138.22(13)	5.20(2)	72. (19)	216.12(34)	—	—	—	—	216.12(34)
25	宮ノわき	173.09(20)	—	.20(1)	173.29(21)	—	—	—	—	173.29(21)
26	時免	51.13(2)	8.06(1)	—	59.19(3)	—	—	—	—	59.19(3)
27	うまり	364.01(23)	—	—	364.01(23)	6.14(2)	—	—	6.14(2)	370.15(25)
28	おふき田	73.13(4)	21.24(1)	—	95.07(5)	—	—	1.20(1)	1.20(1)	96.27(6)
29	野添	110.28(9)	174.07(11)	162.25(18)	448. (38)	—	—	—	—	448. (38)
30	とくりほつ田	13.11(2)	—	19.17(3)	32.28(5)	—	—	—	—	32.28(5)
31	北大縄前	10.17(2)	83.29(16)	122.07(15)	216.23(33)	—	—	—	—	216.23(33)
32	北大縄ほりはた	5.26(1)	40.27(12)	54.18(16)	101.11(29)	—	—	—	—	101.11(29)
33	うまり立町	15.10(1)	187.29(8)	62.04(3)	265.13(12)	—	—	—	—	265.13(12)
34	屋敷添	—	—	—	—	276.03(22)	—	—	276.03(22)	276.03(22)
35	御面まき	—	—	—	—	23.09(5)	—	—	23.09(5)	23.09(5)
36	水門下	—	—	—	—	3.02(2)	—	—	3.02(2)	3.02(2)
37	川嶋	—	—	—	—	—	3.06(1)	2.26(3)	6.02(4)	6.02(4)
38	川嶋向	—	—	—	—	—	5. (1)	—	5. (1)	5. (1)
39	かまめん	—	—	—	—	—	120.14(27)	—	120.14(27)	120.14(27)
40	すゝ川	—	—	—	—	19.18(3)	10.20(5)	—	30.08(8)	30.08(8)
41	出 _(か) 口前	—	—	—	—	49.13(7)	3.04(2)	—	52.17(9)	52.17(9)
42	ゑけの _(か) 前	—	—	—	—	12.24(1)	—	—	12.24(1)	12.24(1)
43	山王うしろ	—	—	—	—	29.13(3)	—	—	29.13(3)	29.13(3)
44	しゃくしかいと	—	—	—	—	47.02(8)	13.19(5)	.18(1)	61.09(14)	61.09(14)
45	(不明)	—	—	—	—	135.15(14)	31.07(4)	14.24(7)	181.16(25)	181.16(25)
46	北大縄道下 _(か)	—	—	—	—	27.12(3)	1.27(2)	—	29.09(5)	29.09(5)
47	宮之 _(か) 前	—	—	—	—	9.05(1)	—	—	9.05(1)	9.05(1)
48	きた	—	—	—	—	8.01(4)	—	—	8.01(4)	8.01(4)
49	蓮正寺わき道添	—	—	—	—	—	—	.14(1)	.14(1)	.14(1)
50	橋場	—	—	—	—	6. (2)	—	—	6. (2)	6. (2)
51	本郷嶋	—	—	—	—	—	—	.29(1)	.29(1)	.29(1)
52	おきた嶋	—	—	—	—	—	—	1.10(3)	1.10(3)	1.10(3)
合	計	3,192.06(216)	2,354.01(155)	1,326.15(183)	6,872.22(554)	837.21(113)	242.27(70)	49.27(31)	1,130.15(214)	8,003.07(768)

注 (1) 字名の配列は検地帳の記載順序に従い、田畑ともに存在する数字は畑を田と併せて示した。

(2) () 内は筆数。

(3) (不明) としたものは一つの字名である。

第6表 寛文検地名請人の1筆ごとの保有耕地

面積	種別	地名	畑	田	備考	面積	種別	地名	畑	田	備考	面積	種別	地名	畑	田	備考
1.12	×	御面まき	上畑 4.25	23	⑤六兵衛	本郷通り	上田 62.08	54		すゝ川	中畑 3.22	27		川	上畑 3.06	22	
7.16	31	ひかへ田	下畑 1.22	24		屋敷添	上畑 3.06	55		杉屋敷前	上畑 3.11	28		嶋	中畑 3.06	23	
5.24	22	出	下畑 .21	25		(不明)	中畑 4.24	56		一	上畑 2.28	29		一	下畑 .18	24	
5.04	32	口	上畑 6.29	26		一	屋敷 11.06	⑤		一	屋敷 5.11	⑩		一	屋敷 9.18	⑮	
5.13	33	一	屋敷 6.	⑳													
5.22	34	②六左衛門	通かへ田	中田 46.18	27	⑤八兵衛	杉ノ木前	上田 3.17	57	D. 石塚右近に出自を有する寛文検地名請人の所持耕地	⑩与惣左衛門	とふ町	上田 44.15	25	⑤権兵衛の所持耕地		
3.24	35		川嶋田	上田 1.06	28		一	屋敷 9.26	⑤	④八左衛門	主斗田	下田 8.07	1		西橋場	上田 21.17	1
1.24	36		野添	上田 10.27	29	E. 石塚与五郎に出自を有する寛文検地名請人の所持耕地					屋敷添	上畑 2.18	2		とふ町	中田 .21	3
9.07	37		北大縄前	上田 35.17	30						かまめん	中畑 3.24	3		とふ町	下田 .24	4
3.27	38		かまめん	下田 7.28	31	⑨甚右衛門	とふ町	上田 20.07	1		(不明)	中畑 3.20	4		通かへ田	上田 13.23	5
5.2.	③		出	中畑 3.18	×		中筋	中田 22.25	2	A. 高橋主計に出自を有する寛文検地名請人の所持耕地	一	屋敷 11.08	④		通銭	下田 7.23	6
3.20	1	②四郎兵衛	岡田	上田 15.14	32		ひかへ田	上田 8.04	3						通銭	下田 67.07	7
0.03	2		主斗田	中田 17.27	33		主斗田	下田 .23	5						通銭	中田 8.09	8
4.22	3		速正寺前	下田 16.16	34		蓮正寺前	下田 3.23	6	⑬勘解由	西橋場	上田 5.03	1	⑩伝左衛門	とふ町	上田 13.22	34
7.18	4		蓮正寺わき	上田 7.17	35		野添	上田 .16	7		満石田	上田 8.	2		かしわ免	中田 10.27	×
0.20	5		宮ノわき	上田 5.19	36		北大縄前	下田 10.13	8		七反田下	上田 50.01	3		角田	上田 1.15	×
9.28	6		御面まき	上田 2.18	37		御面まき	下田 5.22	9		うまり立町	上田 23.11	4		主斗田	中田 7.24	35
5.15	7		御面まき	上田 1.01	38		御面まき	中田 15.04	11		西橋場	中田 38.24	5		蓮正寺前	中田 11.05	36
1.24	8		御面まき	上田 2.10	39		御面まき	中田 2.23	12		西橋場	下田 22.01	6		蓮正寺前	上田 4.18	37
7.20	9		御面まき	上田 3.20	40		御面まき	下田 .12	13		西橋場	上畑 13.04	7		蓮正寺前	中田 .28	38
6.05	10		御面まき	上田 .19	41		御面まき	上畑 3.24	14		西橋場	上畑 2.12	8		蓮正寺前	中田 .17	39
4.20	11		御面まき	上畑 3.13	42		御面まき	下畑 3.07	15		西橋場	上畑 7.23	9		蓮正寺前	下田 .19	40
4.17	12		御面まき	下畑 .05	43		御面まき	中畑 2.28	16		西橋場	屋敷 8.27	⑬		蓮正寺前	下田 .24	41
1.06	13		御面まき	上畑 10.25	44		御面まき	上畑 3.01	17		西橋場	上畑 13.04	7		蓮正寺前	上田 2.17	42
1.23	⑱		御面まき	上畑 8.12	45		御面まき	屋敷 8.03	⑱		西橋場	上畑 2.12	8		蓮正寺前	上田 2.17	42
2.06	14		御面まき	屋敷 4.20	⑳		御面まき			⑮権左衛門	西橋場	上田 6.06	10		蓮正寺前	上田 7.04	44
0.22	15	③市郎左衛門	満石田	上田 20.11	46		御面まき	上田 18.09	18		西橋場	上田 4.07	11		蓮正寺前	中畑 .18	45
1.27	16		中筋	中田 34.25	47		御面まき	上田 14.19	19		満石田	上田 31.04	12		蓮正寺前	中畑 2.28	46
6.26	17		よこ町	中田 17.04	48		御面まき	中田 5.	20		満石田	中田 17.12	13		蓮正寺前	下畑 .14	47
.28	18		蓮正寺前	上田 2.11	49		御面まき	下田 5.15	21		満石田	下田 15.21	14		蓮正寺前	上畑 1.10	48
.13	19		杉屋敷前	上田 3.13	50		御面まき	上田 14.07	22		角田	上田 26.04	15		蓮正寺前	屋敷 4.18	④
.23	20		とくりほっ	上田 7.22	51		御面まき	中田 8.06	23		野添	上田 4.22	16		蓮正寺前	一	
7.27	21		御面まき	下田 7.22	51		御面まき	中田 8.06	23		野添	上田 11.27	17		蓮正寺前	一	
3.14	22		御面まき	上畑 7.04	52		御面まき	下田 17.29	24		ほり嶋	中田 1.17	18	④九兵衛	かしわ免	中田 37.24	49
			御面まき	上畑 1.12	53		御面まき	下田 .04	25		うまり	上田 1.17	19		蓮正寺前	下田 4.19	×
			御面まき	上畑 1.12	53		御面まき	下田 .13	26		うまり	下田 7.24	20		蓮正寺前	上田 11.22	50
			御面まき	上畑 1.12	53		御面まき	下田 .13	26		うまり	上畑 3.08	21		北大縄前	中田 1.02	51
			御面まき	上畑 1.12	53		御面まき	下田 .13	26		うまり	上畑 3.08	21		北大縄前	中田 1.02	51

杉屋敷前	上畑 6.22	52	〃	中畑 1.15	29	杉ノ木前	下田 7.26	25	中筋	中田 35.19	21	屋敷添	上畑 3.15	16
〃	中畑 .24	53	西橋場	中畑 2.15	30	〃	下田 1.05	26	よこ町	中田 7.10	22	北大縄道下	中畑 .16	×
すきた嶋	下畑 .07	54	かまめん	中畑 14.27	31	〃	下田 9.21	27	主斗田	下田 18.07	23	〃	中畑 1.18	17
—	屋敷 1.23	④	すゝ川	中畑 1.27	×	〃	下田 10.	28	〃	下田 2.27	24	—	屋敷 10.08	③
衛の所持耕地			(不明)	上畑 2.12	×	屋敷添	上畑 48.12	29	蓮正寺前	上田 6.28	26	注 (1) 面積の単位は畝。 (2) 各耕地に附した番号は、その所在を示すための便宜上の地番で、第2図には弥兵衛の「とふ町」における4反8畝余の上田を例にとれば、H-1の如くその所在を示した。 ×印は「絵図」との照合で、その所在が確認できなかったものである。		
西橋場	上田 21.17	1	〃	上畑 16.18	×	〃	上畑 2.15	×	北大縄前	下田 6.09	27			
〃	上田 17.29	2	〃	上畑 18.09	32	(不明)	上畑 27.05	30	うまり立町	中田 27.02	28			
とふ町	中田 .21	3	〃	上畑 2.25	33	〃	上畑 5.23	31	屋敷添	上畑 4.05	29			
〃	下田 .24	4	〃	下畑 2.14	34	杉屋敷前	下畑 .27	32	かまめん	中畑 2.	30			
〃	上田 13.23	5	杉屋敷前	中畑 .16	×	ひかへ田	中畑 2.07	33	出口	中畑 1.01	31			
通かへ田	下田 7.23	6	ひかへ田	上畑 .27	35	—	上畑 7.11	34	〃	上畑 4.06	32			
銭	下田 67.07	7	—	屋敷 9.01	⑤	—	下畑 .16	35	しゃくしかいと	上畑 7.06	33			
〃	中田 8.09	8	⑥角左衛門の所持耕地			—	屋敷 29.	⑥	—	屋敷 12.20	④			
〃	下田 2.20	9	L. 井出道仙に出自を有する寛文検地名請人の所持耕地			P. 二宮喜右衛門に出自を有する寛文検地名請人の所持耕地								
〃	下田 2.16	×	⑩与左衛門			満石田	上田 31.11	1	⑩伊右衛門	西橋場	上田 1.06	1		
〃	下田 .12	×	満石田	上田 9.08	2	中筋	中田 20.11	2	〃	上田 2.08	2			
〃	下田 1.12	×	主斗田	中田 15.24	3	〃	中田 8.16	3	〃	上田 20.27	3			
〃	中田 29.04	10	〃	中田 2.25	4	主斗田	下田 .25	4	満せうふ田	中田 35.22	4			
あな田	中田 9.05	11	〃	下田 .24	5	〃	下田 30.16	5	杉ノ木前	上田 23.23	5			
主斗田	下田 15.	12	おきた同所	下田 4.	6	角野	上田 11.13	6	おふき田	上田 8.27	6			
〃	下田 12.10	13	主斗田	下田 22.06	7	〃	上田 20.23	7	北大縄前	下田 6.06	7			
蓮正寺わき	上田 6.26	14	〃	下田 35.27	8	〃	上田 1.08	8	西橋前	中畑 .28	8			
杉ノ木前	上田 7.02	15	〃	中田 45.15	9	〃	上田 1.07	9	橋場	上畑 3.01	×			
宮ノわき	上田 28.13	16	〃	中田 26.06	10	〃	上田 9.03	10	—	屋敷 5.14	②			
〃	上田 14.16	17	〃	上田 11.11	11	〃	下田 12.12	11	—	屋敷 2.20	②			
うまり	上田 20.11	18	〃	上田 2.15	12	杉ノ木前	上田 2.09	13	〃	上田 6.26	9			
〃	上田 45.06	19	〃	中田 1.12	14	〃	中田 1.12	14	〃	満石田	上田 13.16	×		
北大縄前	下田 4.06	20	〃	下田 .15	15	野添	下田 .15	15	〃	中田 16.07	10			
北大縄ほりはた	下田 3.23	×	北大縄前	下田 2.25	16	〃	下田 2.25	16	〃	下田 8.24	11			
屋敷添	上畑 11.21	21	〃	中田 5.20	17	〃	中田 5.20	17	よこ町	中田 15.28	12			
せうふ田	中畑 3.04	22	〃	中田 4.19	18	すゝ川	中畑 1.	14	杉ノ木前	中田 4.08	×			
〃	中畑 1.27	23	〃	中田 2.26	19	しゃくしかいと	上畑 8.07	15	〃	下田 2.14	13			
〃	中畑 3.18	24	〃	中田 1.04	20	〃	中畑 2.05	16	〃	下田 3.29	14			
ひかへ田	上畑 5.26	25	〃	中田 17.03	21	〃	下畑 .18	17	〃	下田 .22	15			
〃	中畑 2.20	26	〃	中田 8.06	22	〃	下畑 1.20	18	〃	下田 3.20	×			
〃	中畑 6.16	27	〃	下田 8.	23	⑭次兵衛	屋敷 11.26	⑭	〃					
〃	中畑 1.03	29	〃	下田 4.17	24	とふ町	上田 13.16	19	〃					
			〃			満石田	上田 19.20	29						

にわけることができる。同一字内の保有耕地面積よりしても都尔は村内最高の耕地保有者弥兵衛より集中的耕地保有を行なっていることが理解される。都尔の一町六畝余(十一筆)の畑は六つの字に分布しているが、村内北東吉祥院裏側(字名不明)に三反三畝余の一筆の畑を有するほか、「ひかへ田」に三反六畝余(五筆)を有し比較的畑でも集中性が認められる。しかし、都尔も角左衛門の如き耕地の大規模な集中は認められない。

三右衛門の一町九畝余(十五筆)の保有耕地は七つの字に分布している。所持田地九反六畝余(十二筆)は五つの字に分布しているが、「おふき田」には所持田地の半分以上五反余(二筆)の田がある。「主斗田」には五筆一反九畝余を所持しているが、それ等の田は同一字内であるが全部は連続しあつてはいない。一反三畝余(三筆)の畑は三つの字に分布している。

喜左衛門の七反一畝余(七筆)の保有耕地は四つの字に分布しているが、「おふき田」には三反五畝余(二筆)と全保有耕地のほぼ半分の田がある。「おふき田」の二筆の田は連続している。

石塚修理に出自を有する都尔・三右衛門・喜左衛門の耕地保有についてみてきた。都尔の耕地保有には村内最高の耕地保有者弥兵衛に比しより耕地の集中的保有の傾向が認められたが、それ等三名の同族相互の耕地保有についてみると、三右衛門と喜左衛門の保有耕地は隣接している場合は認められるが、本家と考えられる都尔の所持耕地に隣接した三右衛門・喜左衛門の所持耕地は、都尔が集中的耕地保有を行なっているのに対して少なく「ひかへ田」と「しやくしかいと」にみられるだけである。「ひかへ田」には三右衛門と喜左衛門の計一反七畝余の耕地が隣接して並び、その耕地の古川排水路を挟んだ対岸に都尔の三反六畝余の所持地が所在しているのがみられる。「しやくしかいと」における連続耕地は都尔の所持畑四畝余と三右衛門の所持畑七畝余である。三右衛門と喜左衛門の保有耕地が隣接している箇所は「ひかへ田」のほか、「おふき田」である。「おふき田」には三右衛門が全所持田地の半分以上が、喜左衛門が全所持耕地のほぼ半分が所在しているが、「おふき田」における三右衛門と喜左衛門の所持耕地は連続しており、用水路によって変形されているが、碁盤の目の如くかつては区分されていたであろう一区画の半分以上を占地している。「おふき田」のその一区画の全面積は一町二反六畝余で三右衛門と喜左衛門の連続耕地はその約七〇パーセントである。彼等の「おふき田」における保有耕地面積の合計は八反六畝余で、これは都尔の「中筋」における

連続耕地面積と同面積である。

③石塚生井之上に出自を有する七名の寛文検地名請人の耕地保有。石塚生井之上に出自を有する寛文検地名請人は一町二反余の耕地保有者長左衛門、一町余の耕地保有者四郎兵衛とその隠居市郎左衛門、一町一反余の耕地保有者佐次兵衛とその隠居惣左衛門、及び、八反余の耕地保有者六兵衛と一反余の零細な耕地保有者八兵衛の計七名である。

長左衛門の一町一反七畝余(十二筆)の保有田畑は七つの字に分布している。最も耕地を有している字は「岡田」で、そこに三反四畝余(二筆)の田を所持しているが、その他の所持耕地は村内四方に分散している。四郎兵衛は九反六畝余(十四筆)の田畑を所持しているが、所持田畑は八つの字に分布している。四郎兵衛が最も耕地を有する字は、長左衛門と同じく「岡田」でそこに三反三畝余(二筆)と所持地の約三分の一の田を有している。「岡田」のほか「主斗田」にも耕地を有しているが、その他の四郎兵衛の所持耕地は村内東半部に分散している。四郎兵衛の隠居市郎左衛門は九反四畝余(八筆)の田畑を所持しているが、その保有田畑は八つの字に分布し、名請地各一筆はすべて字名が異なるが、「中筋」の三反四畝の如く一筆耕地面積では四郎兵衛より大きい耕地を有している。市郎左衛門の保有田畑も村内四方に分散しているが、「中筋」の田と「満石田」の二反余の田は道を隔てて隣接している。

佐次兵衛の一町九畝余(十二筆)の保有田畑は八つの字に分布している。佐次兵衛が最も耕地を有する字は「野添」で一筆二反七畝余の田をそこに有しているが、佐次兵衛の保有田畑も全体的には村内四方に分散している。佐次兵衛の隠居惣左衛門は一町一反二畝余(七筆)の耕地を有するが、保有耕地は六つの字に分布している。惣左衛門は「通かへ田」に四反六畝余(一筆)、「野添」に三反五畝余(一筆)の田を有し、その二ヶ所に全保有耕地の約七十四パーセントを有しているが、「通かへ田」・「野添」の田は共に一筆であり、隠居市郎左衛門と同様一筆耕地面積では本家佐次兵衛より大きい耕地を所持している。

六兵衛は六反五畝余(三筆)の田畑を有しているが、保有耕地の九十五パーセントは「本郷通り」の田地六反二畝余(一筆)で占められている。「村中百姓衆中覚」の前述の検討によれば六兵衛は石塚生井之上の系譜中でも早期に給地を受けたと考えられる系統に属している。寛文検地帳上の全名請地が一反三畝余と零細な耕地保有者八兵衛の所持耕地は、屋敷地を除くと「杉ノ木前」の田三畝余(一筆)のみである。八兵衛の零細な「杉ノ木前」における所持

地は四郎兵衛の「蓮正寺わき」の田と連続してている。

石塚生井之上に出自を有する七名の寛文検地名請人の耕地保有には集中的傾向がほとんど認められず、同一字内に最も耕地を有する場合でも「本郷通り」における六反二畝余の六兵衛の一筆所持耕地が最高である。しかし、生井之上に出自する七名の同族の保有耕地は相互に連続しあっている場合が多い。長左衛門は「岡田」に三反四畝余、四郎兵衛も「岡田」に三反三畝余の田を有しているが、長左衛門と四郎兵衛の「岡田」における所持田地は第二図に見るごとく長方形をした同一区画内にある。「岡田」における長左衛門と四郎兵衛の所持田地には惣左衛門の「川嶋田」の所持田地一反二畝余が連続している。「主斗田」における長左衛門と四郎兵衛の所持田地も連続しているが、以上のほか、「とふ町」における長左衛門と佐次兵衛の所持田地が連続し、これに「本郷通り」の六兵衛の一筆六反二畝余の田が連続しているし、「蓮正寺前」には四郎兵衛とその隠居市郎左衛門及び佐次兵衛の所持耕地が、東善寺西側「杉屋敷前」には長左衛門と四郎兵衛及びその隠居市郎左衛門の所持耕地が、吉祥院後方部には長左衛門と四郎兵衛、長左衛門と六兵衛の所持畑が連続しあっているのが第二図で確認される。以上の如く、石塚生井之上に出自する七名の寛文検地名請人には耕地の集中的保有の傾向は認められないが、同族相互は比較的零細な耕地片を連続させて保有している場合の多いことが指摘できる。

④石塚(平野)与五郎に出自を有する二名の寛文検地名請人の耕地保有。石塚与五郎に出自を有する寛文検地名請人は一町二反余の耕地保有者甚右衛門及び九反余の耕地保有者金右衛門の二名である。

甚右衛門の一町一反九畝余(十七筆)の保有田畑は十の字に分布している。十の字のうち「野添」には四反五畝余(四筆)の田が連続して存在しているが、甚右衛門が耕地を有する字の所在をみると村内四方に分散している。金右衛門の保有田畑は九反四畝余(十二筆)は八つの字に分布している。八つの字は同じく村内四方に分散しているが、甚右衛門と同様「野添」に四反余(三筆)の田を有している。「野添」における甚右衛門と金右衛門の所持田地は連続している。

「野添」のほか、連続している甚右衛門及び金右衛門の所持耕地は、「すす川」と北大縄道に面した「杉屋敷前」・「北大縄前」にみる事ができる。「野添」以外の連続しあった耕地の面積合計は一反に満たず零細である。

⑤石塚右近に出自を有する寛文検地名請人の耕地保有。石塚右近に出自する寛文検地名請人は三反六畝余の保有耕地しか有さぬ八左衛門一名である。八左衛門の保有耕地のうち、田は「主斗田」の八畝余（一筆）以外にはなく、一反六畝余（四筆）の畑は三つの字に分布している。八左衛門は保有耕地面積も零細であるが、又、各一筆の名請地も零細である。

以上、石塚修理・同生井之上・同与五郎・同右近に出自を有する十三名の寛文検地名請人の耕地保有についてみてきたが、石塚姓を有する寛文検地名請人全体について保有耕地がいかに関連しているかをみると、石塚修理の系統に属する名請人の保有耕地に他の石塚姓の名請人の保有耕地が連続あるいは近接している例が多いことが指摘できる。石塚修理に出自を有する寛文検地名請人は他の石塚姓の名請人に比して耕地保有の集中的傾向を有し、又、連続している名請人の保有耕地もほぼ碁盤の目の如く区分された一区画の耕地の大部分を占拠している如き例も「おふき田」に認められたが、その「おふき田」の北西隣りの字「のそへ」には石塚与五郎・同生井之上に出自する寛文検地名請人の保有耕地が展開し、東側には生井之上に出自する名請人の耕地が連続している。「のそへ」には修理に出自する名請人の耕地もみられるが、「おふき田」と同じく「のそへ」の石塚姓の名請人が占地する耕地も碁盤の如く囲まれた一画内に連続しており、彼等によってその一画（一町四反三畝余）の約七〇パーセントが占拠されている。「おふき田」のほか、修理に出自を有する名請人は一筆四反以上の大規模耕地を村内南西部「本郷通り」から「満石田」・「中筋」にかけて有しているが、その周辺には生井之上・与五郎に出自する名請人の耕地がそれに連続あるいは近接して位置しており、そのほか、村内ほぼ中央部の「あな田」、鈴川に面した「かまめん」・「すす川」、吉祥院裏側や村内北西の「主斗田」等の修理に出自する寛文検地名請人の保有耕地の周辺に他の系統に属している石塚姓の名請人の保有耕地がそれに連続したりあるいは近接して展開しているのが第二図によって理解される。

⑥高橋主計に出自を有する五名の寛文検地名請人の耕地保有。高橋主計に出自を有する寛文検地名請人は一町七反と余一町三反余の耕地保有を行なっている勘解由・権左衛門・与惣左衛門の三名、及び、六と七反余の耕地保有者伝左衛門・九兵衛の合計五名である。

勘解由は一町七反余（九筆）の田畑を所持しているが、保有耕地の字数は四であり、耕地の分布する字数は少な

く、勘解由の屋敷の西方に近接している「西橋場」には田畑共に八反六畝余（六筆）と保有耕地の約半分を集中させている。勘解由は畑を「西橋場」以外には有さず、「西橋場」のみに畑を集中させているが、「西橋場」の勘解由の保有田畑のうち、一筆五反余の田は同一字内でも他の耕地とは連続しておらず、碁盤の目の如く仕切られている数枚の耕地を隔てて存在している。勘解由の「西橋場」以外の所持田地はいずれも一筆二反以上となっている。

権左衛門の一町三反八畝余（十五筆）の保有田畑は八つの字に分布している。最も耕地を有する字は「角田」で、そこには四反二畝余（三筆）の田を連続して所持している。又、「満石田」には一筆三反余の田を所持している。権左衛門の所持畑は一反余（四筆）であるが、畑地はいずれも所持田地と連続している。一畝余の田がある「ほり嶋」と三畝余の畑を有している「川嶋」とでは字名は異なるが、同一耕地内にそれ等の田畑は存在している。

与惣左衛門の一町二反七畝の保有田畑は七つの字に分布している。与惣左衛門が最も耕地を有する字は「とふ町」で、そこには四反六畝余（二筆）の田を有し、又、「かしわ免」には四反四畝余の一筆田地を所持している。

六反八畝余（十七筆）の田畑を有する伝左衛門の保有耕地は九つの字に分布している伝左衛門の所持耕地は一筆一反代かあるいはそれ以下と零細であるが、「蓮正寺前」の六畝余（三筆）の田、及び、「蓮正寺わき道添」の十四歩の畑は、伝左衛門の屋敷に接続している。

六反三畝余（七筆）の田畑を有する九兵衛の保有耕地は六つの字に分布している。九兵衛の一筆ごとの所持耕地も比較的零細であるが、「かしわ免」には三反七畝余の一筆田地を有している。

高橋主計に出自を有する五名の各寛文検地名請人の保有耕地は村内四方に分散しており、同族相互の耕地保有をみても、「とふ町」で与惣左衛門と伝左衛門の所持田地が連続して五反九畝余となっている以外は、顕著な耕地の連続はみられないが、「とふ町」のほか、「主斗田」・「西橋場」・「うまり」や伝左衛門の屋敷周辺部で主計に出自する寛文検地名請人の保有耕地が連続しあっているのが認められる。なお、「主斗田」における高橋姓の名請人の保有耕地面積の合計は二反四畝余で、それは「主斗田」の全耕地面積の四パーセント程度に過ぎない。

⑦ 権兵衛及び角左衛門の耕地保有。権兵衛及び角左衛門は四町以上の耕地を保有する村内で五、六番の耕地保有者である。吉川将監・高橋主計、及び、石塚修理・同生井之上等に出自する寛文検地名請人の屋敷はL字形の道に沿っ

て整然と並んだ屋敷の中に見い出せるが、彼等の屋敷はそこにはなくし字形の道の西北部蓮昭寺後方に位置している。既述の如き寺田繩村の屋敷群の理解に従えば彼等は戦国期以来寺田繩村に居住していたと考えられる。又、権兵衛及び角左衛門の名前は「村中百姓衆中覚」には記載がないが、「村中百姓衆中覚」は後北条氏滅亡以降寺田繩村に新たに土着した高橋主計の子孫が作成したものであり、戦国以来寺田繩村に居住し、しかも村内上層に位置する彼等は何等かの理由によって意識的に「村中百姓衆中覚」から除去されたものとも推測される。

さて、先ず権兵衛の保有耕地をみると、権兵衛の所持田畑四町四反一畝余（四十三筆）は十九の字に分布しているが、権兵衛の耕地保有には顕著な耕地の集中的傾向が認められる。字別の保有耕地面積をみると、最も耕地面積の多い字は「銭田」で一町一反一畝余（七筆）の田をそこに有し、その他「うまり」には六反五畝余（二筆）、「宮ノわき」には四反二畝余（二筆）の田を有するほか、畑地においても吉祥院後方（字名不明）に四反二畝余（五筆）と所持畑の約半分をそこに集中させている。吉祥院後方の所持畑はすべて連続はしていない。又、「銭田」の一町一反一畝（七筆）の田のうち四畝余（三筆）は他の田地と連続しているか否か不明である。しかし、権兵衛が最も田を集中的に保有している「銭田」の周辺をみると、字名は異なるがそれと連続あるいは近接して更に耕地を有していることが第二図より理解される。第二図には「西橋場」の一反七畝余（一筆）、「とふ町」の一畝余（二筆）の田及び「せうふ田」の八畝余（三筆）、「ひかへ田」の一反六畝余（五筆）の畑が「銭田」の田と連続あるいは近接して展開しているのがみられる。「銭田」の所在不明の田を除いても、権兵衛は「銭田」周辺部に一町七反以上の耕地を集積しているのである。権兵衛の保有耕地は全体的にみると村内に分散しているが、上述の如く「銭田」周辺及び吉祥院後方の二ヶ所に全保有耕地のほぼ半分が集中しているのである。

角左衛門の保有田畑四町一反九畝余（三十七筆）は十の字に分布しているが、角左衛門も顕著な耕地の集中的保有を示している。字別の耕地面積では「主斗田」のみで二町余（十一筆）を有し、更に「主斗田」の所持地には連続して「おきた同所」の田四畝、「おきた嶋」の畑十六歩があり、合計二町四畝余の耕地を「主斗田」に連続させている。「主斗田」の角左衛門の所持耕地のうち一町七反四畝余（七筆）は連続して方形をかたちづくっている。他の「主斗田」における所持地は所在不明の一筆（二十四歩）を除いてすべて一町七反四畝余の方形に近接している。

「主斗田」に次いで角左衛門が耕地を有する字は「屋敷添」でそこには七反八畝余（三筆）の畑が集中している。それは角左衛門の所持畑の八〇パーセント以上である。「屋敷添」の畑の一筆（二畝余）の所在は不明であるが、他は、角左衛門の屋敷地内とその西方部に連続しており、所在不明の「屋敷添」畑もそのどちらかにあると思われる。「主斗田」・「屋敷添」に次いで角左衛門が耕地を有する字は「北大縄前」で、そこに五反二畝余（八筆）の田を有するが、「北大縄前」の田は必ずしも連続してはいない。しかし、北大縄道に沿った「北大縄前」の田には「野添」の田三畝余（二筆）と「杉屋敷」の畑二畝余（一筆）が連続して近接しており、角左衛門の保有耕地は、「主斗田」のほか、北大縄道に沿った「北大縄前」周辺、「屋敷添」とその周辺、及び、それ以外の「満石田」・「杉木前」のほぼ五ヶ所に分布していると言えよう。

⑧井出道仙に出自を有する二名の寛文検地名請人の耕地保有。井出道仙に出自を有する寛文検地名請人は一町七、八反代の耕地保有者与左衛門と次兵衛の二名である。

与左衛門は一町七反三畝余（二十筆）の田畑を所持しているが、与左衛門の保有田畑は九つの字に分布している。「野添」における四反四畝余（五筆）の田が、字別耕地面積では最も多いが、「野添」の田は全て連続しておらず、一筆一反二畝余は離れて存在している。与左衛門には耕地の顕著な集中的保有は見られないが、「満石田」・「主斗田」には一筆三反余の田を所持している。

次兵衛は一町五反八畝余（十五筆）の田畑を所持しているが、次兵衛の保有田畑は十二の字に分布している。字別耕地面積は「中筋」における三反五畝余（一筆）が最高で、耕地の集中的保有は認められないが、「うまり立町」にも一筆二反七畝余の田を有している。

井出道仙に出自を有する与左衛門・次兵衛の二名の同族相互の耕地保有をみると、五つの字において耕地は連続しており、しかも連続している各字の保有耕地面積をみると、均等分割を原則に耕地の分与がなされたと考えられる。

「満石田」には与左衛門の三反一畝余、次兵衛の一反九畝余の田が連続して存在する。「満石田」の連続耕地においては与左衛門の所持地の方が一反余大きい一方、「中筋」の連続耕地をみると逆に次兵衛の所持田地の方が三反五畝余、与左衛門の所持田地が二反余で、一反余大となっている。「満石田」と「中筋」の連続耕地は現実には均

等にはなっていないが、他の連続耕地が均等になっていくことよりして耕地条件等に規定されて「満石田」と「中筋」の二ヶ所合わせて均等になるよう分割されたと考えられる。しかし、この二ヶ所の連続耕地を耕地の質的面よりみると、本家と考えられる与左衛門の方に上田が多い。他の与左衛門と次兵衛の連続耕地をみると、「主斗田」において与左衛門が三反一畝余、次兵衛が二反三畝余の田を、「かまめん」においては共に二畝余の畑を、「しゃくしかいと」においては与左衛門が八畝余、次兵衛が七畝余の畑を連続しているが、それぞれの耕地面積はほぼ均等である。

⑨二宮喜右衛門に出自を有する二名の寛文検地名請人の耕地保有。二宮喜右衛門に出自を有する寛文検地名請人は一町一反余の耕地保有者伊右衛門と九反余の耕地保有者善右衛門の二名である。

伊右衛門は一町二畝余（九筆）の田畑を所持しているが、伊右衛門の保有田畑は七つの字に分布している。最も耕地を有する字は「せうふ田」で、そこに一筆三反五畝余の田を有するほか、目立った耕地の集中は認められず保有耕地は分散している。

善右衛門は八反一畝余（十三筆）の田畑を所持しているが、所持田畑は七つの字に分布し、最も耕地を有する字でも「中筋」の二反五畝余（二筆）程度でしかない。しかも「中筋」の所持耕地は連続耕地ではなく、同一字内であるが離れて存在している。善右衛門の一筆所持耕地は比較的零細である。

二宮善右衛門に出自する伊右衛門と善右衛門の二名の同族相互の耕地保有をみると、連続しあった耕地は、「西橋場」において伊右衛門の四畝余の所持地と善右衛門の六畝余の所持地が連続しているのが一例認められるだけである。

以上、二十七名の寛文検地名請人の耕地保有のあり方を同族ごとにみてきた。各名請人の保有耕地は、全体的には村内各所に分散しているが、上層の名請人は五反以上の耕地を数ヶ所に集中させており、二町以上の大規模耕地を一ヶ所に集中させている者も存在している。寛文検地名請人全体についてその耕地保有のあり方の考察を加えることはできなかったが、考察を加えた二十七名について、全保有耕地面積に応じて一ヶ所における耕地の最大集中規模がどう異なるかみてみよう。

考察を加えた二十七名の内訳は、一町五反以上五町余の弥兵衛に至る耕地保有者層が八名、一町五反以下一町以上

の耕地保有者層が九名、一町以下四反以上の耕地保有者層が七名、四反以下の零細な耕地保有者層が三名である。一町五反以上層については、「主斗田」に二町余の耕地を有する角左衛門をはじめ、八名中五名は少くとも一ヶ所に七反以上の耕地(田)を有している。他の三名は五反台の耕地を有する者と、最も耕地を多く有する所でも三・四反台しか有さぬ者二名とであるが、一町五反以下一町以上の層では、五反台が一名であり、四反台が四名、三反台が三名、二反台が一名の如くなっている。更に、一町以下四反以上の耕地保有者層では、「本郷通り」に一筆六反余の耕地を有する六兵衛を除くと、一ヶ所に最も耕地を多く有する所でも、三反台が三名、一反台が二名、四反台が一名の如くなっており、更に、四反以下層では三名中二反台が一名で、他の二名がいずれも一反以下と保有耕地面積に応じて耕地の集中的保有規模が少なくなっていく傾向が理解される。

一町五反以上の保有耕地を有する村内上層農民八名中五名は少くとも一ヶ所に七反以上の耕地を集中させているが、上層農民の耕地の集中のさせ方をみると、それには二つのタイプが認められる。一つは、五反以上の耕地の集中箇所が少なく二ヶ所程度であるが、一方には他に例を見ない一町以上の大規模耕地を集中させている如き耕地保有であり、角左衛門の耕地保有がこの典型であり、他に権兵衛の耕地の集中もこのタイプに入れることができる。角左衛門は「主斗田」の田に連続して二町四畝余の耕地を有しているが、「主斗田」の田一町七反四畝余七筆の田は連続して方形をなしている。権兵衛の耕地の最大集中箇所は「銭田」周辺部である。これは厳密には連続耕地とはなっていないが、一条の耕地を隔てて「西橋場」・「とふ町」の耕地を含めると、権兵衛の「銭田」周辺部の保有耕地面積は一町五反九畝余となる。角左衛門と権兵衛の他の耕地の集中箇所は、角左衛門が「屋敷添」(畑七反五畝余)で、権兵衛が「うまり」(田六反五畝余)である。

耕地の集中の他のタイプは、耕地の最大集中規模は前者より下まわるが、五・八反の耕地を数ヶ所に分散させている如き耕地保有であり、村内最高の耕地保有者弥兵衛や都尔がこのタイプに属する。弥兵衛の耕地の集中箇所は、「とふ町」・「満石田」、「よこ町」・「通かへ田」の各字にまたがる連続耕地や「七反田下」と「蓮正寺前」で、それぞれ五・七反余の耕地を集中させている。都尔は「中筋」と「うまり」に八・九反弱の耕地を集中させていることが確認される以外に五反以上の耕地を集中させている箇所はないが、「本郷通り」と「満石田」には五反近い一筆耕地を

所持している。

耕地の集中には以上の如き二つのタイプが認められるが、前者に属する角左衛門と権兵衛は戦国期以来寺田繩村に居住していると考えられる農民であり、彼等は戦国期以来の耕地保有を「主斗田」や「銭田」周辺において行なっていたと考えられる。弥兵衛と都尔は天正十八年後北条氏滅亡以降寺田繩村に土着した吉川将監と石塚修理に出自する寛文検地名請人であるが、前者の耕地保有を戦国期（中世）的耕地保有と仮定し、弥兵衛や都尔の耕地保有を近世的とすれば、耕地集中の方法にしても近世的耕地保有は分散的な耕地保有を特徴とする理解されよう。吉川将監・石塚修理や高橋主計等は寺田繩村へ土着した当初、角左衛門や権兵衛の如き大規模な耕地を集中的に保有していたことが予測されるが、しかし、各同族の耕地保有から推すと彼等が大規模耕地を有していたことは否定される。同族相互の耕地保有については次に総括するが、連続しあつた同族の耕地面積を合計しても、石塚修理・同生井之守・同与五郎・同右近等に出自する寛文検地名請人を一括して同族としてみた場合以外は、角左衛門や権兵衛の耕地の集中規模に及ぶものはないのである。しかし、寛文検地名請人の同族団の耕地保有からストリートに名主百姓あるいは初期本百姓と範疇づけられる農民の耕地保有を推測することは危険であり、吉川将監や石塚修理等は寺田繩村に土着した当初には角左衛門や権兵衛の如き大規模耕地を有していたことも予測される。この場合、弥兵衛や都尔の耕地保有の分散性は、金目川の安定化にともない村内の用排水路が整備され、耕地状況が一変して耕地が新たに占定しなをされたことも考えられ、かかる事情に起因したものと推測される。弥兵衛や都尔等の保有耕地が、吉川将監や石塚修理等の保有耕地そのままの踏襲であるとすれば、吉川将監や石塚修理等は寺田繩村へ戦国期（中世）的耕地保有を指向しつつ土着したが、村落内部からくる規制等によってそれが果されなかつたことが考えられよう。

村内最高の耕地保有者弥兵衛及び都尔の角左衛門や権兵衛に比較しての耕地集中規模の過小性や耕地保有の分散性の原因を以上の如く推測していくと、戦国期末・近世初頭における寺田繩村の耕地保有のあり方を寛文検地名請人の耕地保有より復元していくことは困難になる。又、近世初頭においては永代売による土地移動も行なわれたであろう。しかし、同族相互の保有耕地はみられた如く連続しあつた場合も多く認められるので、次に一応各同族の保有耕地全体を給地が行なわれる以前は名主百姓あるいは初期本百姓と範疇づけられる農民が一括保有していたと仮定し

て、各同族の耕地保有（Ⅱ各名主百姓あるいは初期本百姓の耕地保有）にはどのような特徴が認められ、又、それと関連して給地がどの様に行なわれたかについて考察を加えて総括としよう。

同族相互の耕地保有をみると、保有耕地は連続しあっている場合が多く認められるが、しかし、それとは逆に耕地の連続がほとんど認められない同族も存在する。保有耕地の連続が確認されるものは、石塚修理をはじめ同生井之守・同与五郎、高橋主計及び井出道仙等に出自する各寛文検地名請人の保有耕地で、耕地の連続がほとんど認められないものは村内最高の耕地保有者弥兵衛を含む吉川将監に出自する寛文検地名請人と二宮喜右衛門に出自する寛文検地名請人の保有耕地である。

既述の如く同族相互の連続耕地面積は角左衛門や権兵衛の如き大規模耕地に及ぶものは存在しないが、その耕地面積は合計すると五〇九反近くに達するものが五例みられる。そのうち、石塚修理に出自する三右衛門と喜左衛門の「おふき田」における計八反六畝余の連続耕地と、同与五郎に出自する甚右衛門と金右衛門の「のそへ」における計八反五畝余の連続耕地は碁盤の目の如く仕切られた一区画の大半を占め、又、石塚生井之上に出自する長左衛門と四郎兵衛の「岡田」における計六反八畝余の連続耕地が長方形をなして仕切られた一区画内に存在するのを見ると、その様な耕地は石塚修理や同与五郎及び同生井之上がかつては一括所持していたことが予測され、その一括所持された耕地が右の如く分割されたと考えられる。五反以上の連続耕地は他に、石塚生井之上に出自する長左衛門と佐次兵衛及び六兵衛が「とふ町」から「本郷通り」にかけて有する連続耕地（計八反八畝余）と、「とふ町」における高橋主計に出自する与惣左衛門と伝左衛門の連続耕地（計五反九畝余）とがあるが、これ等もかつては初期本百姓と範疇づけられる一名の農民によって保有されたのであろう。小規模な同族相互の連続耕地は先きに具体的に説明した如く随所に確認されるが、同族数の多い者では連続耕地の保有者が分家間相互である場合が多いものと、本家と分家間の耕地の連続が多いものがある。前者は石塚修理と高橋主計とに出自を有する寛文検地名請人である。各同族中最も保有耕地の多いものはそれぞれの本家と考えられるが、石塚修理と高橋主計に出自する寛文検地名請人の連続耕地をみると、連続耕地は分家間の連続耕地である場合が多く、彼等の本家と考えられる都尔と勘解由の保有耕地は分家の保有耕地と連続していない場合が多い。分家の保有耕地の連続が認められても一ヶ所程度であり、本家である都尔や弥

兵衛は分家とは独立して耕地保有を行なっている。都尔は比較的大規模な連続耕地を数ヶ所に有し、又、その分家である三右衛門と喜左衛門は「おふき田」に八反六畝余の連続耕地を有しているが、「おふき田」におけるその比較的大規模な連続耕地は近世初頭最初に分家が創出された時分与されたものと考えられる。「村中百姓衆中覚」における石塚修理の系譜もそのことの裏付けとなろう。勘解由は大規模な連続耕地は有さず五反余の一枚耕地が集中した耕地の最大であるが、「とふ町」における連続耕地も分家間の連続である。

連続耕地が本家と分家間の保有となつている場合の多いものは、石塚生井之上に出自する寛文検地名請人である。石塚生井之上に出自する同族相互の連続耕地は村内六ヶ所に認められるが、その中五ヶ所は本家と考えられる長左衛門と分家との連続耕地である。「岡田」と「とふ町」における比較的大規模な連続耕地もその中に含まれる。長左衛門個人では大規模耕地を有しておらず、前者が最初の分家に独立した比較的大規模耕地を分け与えたと考えられるのに対し、この場合では、本家が最初もつていたであろう大規模耕地の一部分を分与するという方法で分家を創出したのであろう。同族相互の保有耕地が連続している場合が多いものでも、その耕地の連続のさせ方には右の如く分家間どうしの連続と本家と分家との連続の二種類あることが認められ、又、それは分家創出に際する給地の方法に起因していると考えられるのである。

耕地の連続がほとんど認められないものは吉川将監と二宮喜右衛門とに出自を有する寛文検地名請人である。吉川将監に出自する三名の寛文検地名請人の一人は、村内最高の耕地保有者弥兵衛であるが、弥兵衛が五七反の耕地を集中させている箇所にも同族の保有耕地の連続はほとんど認められず、「満石田」・「とふ町」の弥兵衛の連続耕地に連続して四反以下の零細な耕地保有者角兵衛の八畝余の田があるのみである。その他の連続耕地は「北大縄ほりはた」における弥兵衛と八郎左衛門の保有耕地（計四反余）と「蓮正寺前」における八郎左衛門と角兵衛の保有耕地（計一反六畝余）に認められる程度である。八郎左衛門の保有耕地は「うまり立町」・「北大縄ほりはた」と村内同一方面に比較的まとまりを有し、又、「かしわ免」にも五反余の一筆耕地を有することは既述の如くである。「村中百姓衆中覚」の吉川将監の系譜からも八郎左衛門は早期に分家をされたことが認められるが、しかし、同族全体の保有耕地に連続が余り認められないことは分家を創出する以前の初期本百姓の耕地保有においても、村内での耕地の新たな

占定が寛文以前近世初頭のいつかの時点で行なわれないものとすれば、耕地の五〇七反の集中は認められるが、それは一箇所乃至一方面における集中ではなく村内に分散した集中であると言えよう。分家創出に際する給地の方法は、この場合も本家が有する大規模耕地の一部分を分与するのではなく、独立した大規模耕地を与えるという方法で近世初頭に最初の分家が創出されたと考えられる。四反以下の零細な耕地保有者角兵衛は寛文検地を契機に独立したことが「村中百姓衆中覚」の吉川将監の系譜より推測されるが、角兵衛の名請地の四筆中三筆の田畑は弥兵衛や八郎左衛門の保有耕地と連続している。

二宮喜右衛門に出自を有する寛文検地名請人伊右衛門と善右衛門の二名の保有耕地の連続もほとんど認められず、「西橋場」で計一反余の田が連続しているのが一例認められるに過ぎない。井出道仙に出自する与左衛門と次兵衛が一括所持されていたであろう耕地を均等に分轄したと考えられるのに対し、伊右衛門と善右衛門の場合は、散在した耕地を全体で均等になるよう各自が保有したと考えられる。

以上、同族相互の耕地保有について総括した。寛文検地名請人の同族ごとの保有耕地を、一応給地を行なう以前の名主百姓あるいは初期本百姓と範疇づけられる農民が一人で保有していたものと仮定すれば、名主百姓あるいは初期本百姓の耕地保有は必ずしも大規模耕地を村内一ヶ所乃至一方面には集中しておらず、大規模耕地を有する場合でも村内に分散させて有していたと考えられる。大規模耕地を一ヶ所に集中させている角左衛門は、「主斗田」における二町余の集中耕地を近世中期以降（「寺田繩村絵図」が作成された年代）まで分割することなく保持し続けているが、名主百姓あるいは初期本百姓の耕地の集中には吉川将監が土着当初行なっていたであろう方法と角左衛門に代表される如き耕地の集中とがあったと考えられる。又、給地は近世初頭最初に分家が創設される際には名主百姓あるいは初期本百姓の一括保有耕地を分割して与えるという方法ばかりでなく、独立した一括保有耕地をそのまま分家に与えるという方法も多くとられたことが推測され、更に、分家が分与された耕地を分割して新たに分家を創出したであろうことも考えられた。吉川将監・石塚修理・高橋主計等の系譜中の本家は一家の分家を創出すると、自己の保有耕地の分割をほとんど行なっていないのであり、従って、名主百姓あるいは初期本百姓の同族团的分裂の結果独立を遂げている寛文検地名請人の耕地保有の分散性もこの場合、名主百姓あるいは初期本百姓の一括保有耕地の分割から直ちに

生じているのではなく最初の分家創設という一ステップを置いて成立しているのである。

注

(1) 「新編相模国風土記稿」(第三卷三十八と三十九ページ)によって、村内寺社の宗派・開基の年代等についてみると、東善寺は寺田繩村の鎮守山王社の別当寺で曹洞宗。吉祥院は東善寺の本寺で同じく曹洞宗。「永享の頃起立せしなるべし」とされている。十五石の朱印地を領す。なお、「寺田繩村絵図」中宝勝院と記入された耕地があるが、宝勝院も吉祥院の末寺。東善寺とともに創立年代不記。蓮昭寺は法華宗で、延慶元年の開基とある。蓮昭寺は本文中触れた如く天正二年布施康則が己が宅地に寺地として再興した寺であるが、「風土記稿」ではその文章の割り注に「当時の草創の地詳ならず、按ずるに、鎌倉の辺にありしならん」と入れられている。蓮昭寺は十二石の朱印地を領す。

(2) 二筆屋敷地を有する名請人それぞれの屋敷地面積は以下の如し。①弥兵エ↓一反四畝三步・七畝八歩。②兵右エ門↓五畝十三歩・四畝歩。③次郎左エ門↓一反六畝余・八畝歩。④八郎兵エ↓一反二畝七歩・一反一畝二歩。⑤伊兵エ↓一反三畝二歩・二畝二十七歩。⑥伊右エ門↓五畝十四歩・二畝二十歩。⑦孫左エ門↓二十歩・一反三畝歩。以上。

(3) 部分的には高橋姓の農民のうち、⑧勘ヶ由が八畝二十七歩、⑨半左エ門が八畝二十一歩とほぼ均等である。又、石塚姓の者のうち、⑩長左エ門が一畝二十三歩、⑪六兵エが一畝一畝六歩とほぼ均等になっているが、屋敷添の畑が四畝余長左エ門の方が大である。またまって存在する二宮姓の農民の屋敷地も二筆は二畝十六歩、二畝二十五歩とほぼ均等であるが、他の二筆が四畝三步・三畝二十二歩であり全体的には不均等になっている。

(4) 浅香幸雄「相州大住郡北金目村の村落構造」(『地理学評論』二四一六)

(5) 「金目川堤前々より御入用御普請之覚」(平塚市北金目 柳川久三氏所蔵文書)。本史料は元文頃(1796)に書かれたものと推定されるが、これによると慶長十三年金目川が大氾濫し、翌十四年御普請が行なわれ、その時築かれた堤が「御所様御入国以來之堤」といふ伝えられてきたことが記されている。本文以下の如し。「相州金目村大堤并川通所々堤之儀、往古より在來候処、百式拾八年以前慶長拾三年申年大満水仕、水入之村々百姓家居梁迄水た々々申候由代々申伝候、其近年、権現様御鷹野ニ御成被成遊処、其節者御殿無御座候由ニ而相州豊田村清雲寺江度々御休被遊候処、右之満水達御上聞、則翌酉年(慶長十四年)中原村ニ御殿御建被遊候(中略)―御殿中原ニ御普請被遊、右之満水ニ而村々百姓迷惑仕候儀不使ニ被成思召、御慈悲を以同酉年(慶長十四年)金目村大堤并川通り所々堤御普請被仰付下置候与申伝候、此故ニ此堤之儀を御所様御入国以來

之堤与申来候一(以下略)。(句読点及び括弧内は筆者)。

- (6) 近世初頭における集落移動や屋敷地造成の事例は寡聞にして多くは知らない。筆者の知る限り慶長延宝間における下総国香取郡小野村の集落移動が唯一の事例だが(三の注(2))、近世初頭寛文・延宝頃迄においては、新田村落形成あるいは集落移動の如き大規模なものではなくても、河川・用排水路の整備等による生産力的上昇にささえられた人口増加の結果、戦国期とは異なった秩序による屋敷地造成が村落内で行われたのではなからうか。

- (7) 寺田繩村の三冊の検地帳のうち田方二冊は、一冊が「西橋場」から他が「蓮正寺前」から竿入れされているが、前者は古川排水路南西部の、後者はその北東部についての検地帳であり、どちらが先に竿入れを行なった検地帳か確定はできないが、田方に関してはいかに順序立て整然と竿入れが行なわれているかが、第五表中の字の配列と第二図の字の所在とを見ていくと理解される。畑方の検地帳では、字の所在の確認できないもの、又、同一字でもその所在を復元するとかなり離れる場合もあるが、最初に竿入れが行なわれているのは「屋敷添」である。

- (8) 高島緑雄氏の御教示による。

- (9) 「風土記稿」の寺田繩村の条に「飛地二所合て三段平等寺村にあり是は村界鈴より飛地川とあるが、その飛地は割注にある如く、時期は不明であるが、鈴川堀替のため設けられた飛地であり、戦国期以来の寺田繩村の耕地ではない。

- (10) 石塚姓の修理・生井之上・与五郎・右近等に出白を有する寛文検地名請人の同族としてその連続耕地を見た場合、「満石田」から道を隔てて「中筋」・「通かへ田」にかけて修理・生井之上・与五郎等に出白する名請人の連続耕地があるが、その面積は一町九反余にのぼる。その外、石塚姓の寛文検地名請人の保有耕地の連続は多く認められ、かつては同族の連続する耕地を修理か生井之上が一名で一括保有していたことも考えられるが、石塚を姓とする者のうち与五郎はかつては平野を姓とし、延享年中より石塚と改姓したことが「村中百姓衆中覚」に見られたりするので、以下の考察では石塚姓の者全体を同族としないで修理・生井之上・与五郎・右近等のそれぞれ各系統の名請人を一つの同族として見ていくこととする。

むすびにかえて

寺田繩村を中心に近世本百姓形成の若干の考察を以上に加えてきた。寛文検地帳の分析からみれば、寛文期に至っても近世村落としての発展を必ずしも遂げていない村も周辺には存在しているが、寺田繩村はこの期に至ると標準的

な近世村落として展開を遂げている。村落内部の構成も一町五反〜四反の耕地保有者が中核となり、村域も以前にはあったであろう出入作が整理され、集落と耕地の統一として寛文検地によって確定されたと考えられる。

戦国期末・近世初頭における寺田繩村は二〇名前後の名主百姓あるいは初期本百姓と把握される農民によって構成されていたと推測されるが、寛文検地の名請人は五十六名にもぼっている。この農民数の増加は、「給地」をつうじた初期本百姓の同族团的分裂の結果もたらされたものであるが、それは用水源となつて金目川の安定化にともなう村内耕地の生産力的上昇にささえられていたであろう。又、分家創出にともなう「給地」の方法は、本家の一括保有している耕地の一部分を分割するものと、独立した一括保有耕地を分割することなく分与していくものとの二方法があることが推測されたが、近世初頭においては後者の方法が支配的だったのではなからうか。例外も存在するが、村内最高の耕地保有者弥兵衛や都尔・勘解由等の保有耕地が分家のそれと連続している場合が少ないことから推測されるのだが、このことは又、近世的な耕地の分散的保有が戦国期における名主百姓の一括保有耕地の分割から直ちに生ずるのではないことを示唆しよう。

寛文期の同族の耕地保有から、戦国期末・近世初頭における名主百姓の耕地保有は、規模の差はあるが、大規模耕地を数ヶ所に有することが理解された。そして、弥兵衛・都尔・勘解由等は寛文期に至ってもやはり比較的大規模な一括保有地を有し、角左衛門・権兵衛はより大規模な耕地の集中を行なっているが、他方、彼等が最初に分与したであろう一括保有耕地が更に分家どうしで分割されているのが見られるのである。

耕地保有の考察は、寛文検地名請人全てについて行なつたわけではなく、又、寛文期における同族の耕地保有から直ちに戦国期末における名主百姓の耕地保有を推測することは危険であろう。従つて、「給地」に関する考察も史料上の素材提示・推測に止めておきたい。

本稿はテーマを「近世本百姓の形成に関する一考察」としておきながら、近世本百姓の概念も曖昧で寛文検地名請人を漠然とそうとらえ、又、耕地保有の問題にしても先学の諸業績を素通りしてしまつてゐる。史料的制約もあつて全体の論旨が不定立なため冗長で煩雑な説明に陥つたところも少なくない。はじめに記したとおり本稿は史料上の素材提示を目的とした一レポートであり、御寛容戴けたらばと思う。

附記

この小稿は数年前、同人雑誌「歴史論」掲載の目的で執筆したものである。今、読み返すと大きな不満を禁じえないが、未熟な研究の一道程を示すものとして、そのまま本誌に掲載することとした。